

第三次
坂出市地域福祉計画

【案】

2018年12月

坂出市

※「共働」の表記について

この計画では、市民、民間事業者、行政などがお互いの役割や責任を認め合い、相互関係を深めながら共に働く、行動する新しい関係を築いていこうという意味を込めて、共に働くという「共働」とすることとしております。

※「障がい」のひらがな表記について

坂出市において、『坂出市「障がい」ひらがな表記取扱指針』に基づき、法令、その他の固有名詞を除き「害」の字をひらがなに表記し、「障がい」とすることとしております。

目次

第1章 計画の策定にあたって

1 地域福祉とは-----	1
2 地域福祉計画とは-----	2
3 計画策定の背景と目的-----	3
4 計画の期間-----	3
5 計画の位置付け-----	4
6 計画の策定方法-----	5

第2章 坂出市を取り巻く現状

1 人口について-----	7
2 地区別高齢化率の状況-----	9
3 高齢者世帯の状況-----	10
4 要介護（要支援）認定者の状況-----	10
5 出生数の状況-----	11
6 子どもの状況-----	11
7 障がい者（児）の状況-----	11
8 生活保護の状況-----	12
9 生活困窮者の状況-----	13
10 地域の援助体制の状況-----	14

第3章 地域福祉の基本理念

1 計画の基本理念-----	17
2 重点施策-----	18
3 施策の体系-----	19

第4章 計画の推進

1 地域福祉を担う人づくり-----	20
2 地域で支え合う仕組みづくり-----	28
3 地域生活を支えるまちづくり-----	39

第5章 計画の推進方策

1 計画の推進体制-----	50
2 計画の進行管理-----	51

資料編

坂出市地域福祉計画策定経過-----	52
坂出市地域福祉計画提言書-----	53
坂出市地域福祉計画策定委員会設置要綱-----	54
坂出市地域福祉計画策定委員会 委員名簿-----	55

第1章 計画の策定にあたって

1 地域福祉とは

「地域福祉」とは、すべての人びとが住みなれた地域で、地域の一員として尊厳をもって、安心して暮らせるよう「共に支え合う仕組み」をつくっていくことです。

これは、現在本市が取り組んでいる、市民が住みたいまち、住んでいてよかったと思えるまちの実現に向けた、健康づくりだけでなく、コミュニティ活動やまちづくり等を含めた総合的な事業展開を図る「健幸のまちづくり」の取組と合致するものであり、その実現のため、地域福祉の推進は重要なものとなっております。

これまで「福祉」というと、高齢者福祉や障がい者福祉、児童福祉、生活困窮者対策など対象ごとに分かれており、これらの分野別の福祉は、行政がその対象ごとに必要な福祉サービスを提供するもので、「特定の人のため」という意味合いが強いものでした。しかし、病気になったり、子育てで悩んだりするなど日頃の生活の中で、誰でも手助けが必要になるときがあります。

そのようなときに、行政や専門機関だけでなく、地域住民、福祉活動団体、ボランティアなど地域に関わるすべての人や団体が共働して、支援を必要としている人を支えていく「地域福祉」の仕組みづくりが重要となってきています。

また、「高齢」、「障がい」、「子ども」の福祉3分野についても、国の制度改正やニーズの多様化等に伴い、公的なサービスだけではすべてのニーズを満たすことはできないため、地域社会による支援が求められています。

さらに、制度だけでは解決できない様々な「狭間」の福祉課題、例えば若年層から高齢者まで幅広い層で増加傾向にある「引きこもり」、「自殺」、「失業や低所得による生活困窮」、「差別・偏見」やこれらが複合的に絡み合った課題に対して、地域において、当事者や関係団体・地域組織が主体となって解決策を探っていくことも期待されています。

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第4条には「地域福祉の推進」が規定され、地域福祉の推進主体と目的が明確にされました。これにより、地域住民自身が、“地域福祉の担い手”として明確に位置づけられ、より一層、住民参加による福祉のまちづくりが必要となっております。

地域福祉を推進するためには、地域住民、関係機関・各種団体、社会福祉協議会、行政などが、それぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる必要があります。そのため、本計画においては、自助・互助・共助・公助について次のように定め、これらがそれぞれに取り組むべき事項について記載しています。

自 助	自分自身や家族でできることは自ら行う
互 助	地域の中の助け合い（ボランティア・NPO等を含む）で解決を図る
共 助	医療保険制度や介護保険制度など制度化された相互扶助で解決を図る
公 助	行政などが行う公的なサービスを活用して解決を図る

2 地域福祉計画とは

「地域福祉」の仕組みをつくり、計画的に取組を進めていくために、市は「地域福祉計画」を策定します。

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づく行政計画であり、多くの住民から出された課題に対して、市町村が地域で行う取組の方向性や基本的な考えを示し、今後、施策を展開していく上での基本事項を定めるものです。

社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者および社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民およびその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労および教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析および評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

3 計画策定の背景と目的

地域を取り巻く状況をみると、少子高齢化の進行や団塊の世代すべてが75歳以上の後期高齢者となる2025年問題、家族形態の変化、地域社会の変容などにより、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズが多様化・複雑化しています。その結果、一人ひとりの福祉ニーズに対応し、幸せな生活を実現していくためには、公的なサービスだけでなく、地域で互いに助け合い、支え合うことが必要となっています。

また、生活が多様化する中で、孤立死や引きこもり、自殺、ホームレス、家庭内での児童・高齢者および障がい者等への虐待、DVの増加など、過去には考えられなかったような新しい不安や課題が発生し、深刻な問題となってきています。さらに、経済不況や雇用形態の多様化に伴う所得格差の広がりなどによる生活困窮者対策や、災害時の要支援者対策等の課題への対応も求められています。

これらの課題には、「制度の狭間」と言われるように、公的なサービスや制度だけでは対応できないことが少なくありません。今後、このような課題に対応し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるようにするために、適正なサービスの提供に努め、自治会、地域団体、ボランティア団体、NPO法人など様々な組織が連携するとともに、地域社会が同じ目標を持ち、現状に合った地域のつながりを再構築することで、「地域共生社会の実現 我が事・丸ごと」の地域づくりに取り組んでいくことが必要となっています。

本市では、地域における様々な福祉課題に対応するため、国の動向や社会福祉法の理念を踏まえ、平成21年3月に「第一次坂出市地域福祉計画」（以下「第一次計画」という。）、平成26年3月に「第二次坂出市地域福祉計画」（以下「第二次計画」という。）を策定し、福祉サービスの整備・充実や地域住民・福祉事業者等の主体的な福祉への取組を支援するなどの施策を進めてきましたが、第一次計画からの「お互いに、支え合い、ふれあいのあるまち」の実現のため、本市における課題を再度整理し、地域における「新たな支え合い」の仕組みを構築することを目的として、「第三次坂出市地域福祉計画」（以下「第三次計画」という。）を策定することとします。

4 計画の期間

第三次計画の計画期間は、平成31（2019）年度を初年度とし、他の計画との関係を考えて目標年次を2024年度とする概ね6カ年の計画とし、必要に応じて見直しを行うこととします。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31 (2019) 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
計画期間	第二次計画期間										
					見直し 期間	第三次計画期間					

5 計画の位置付け

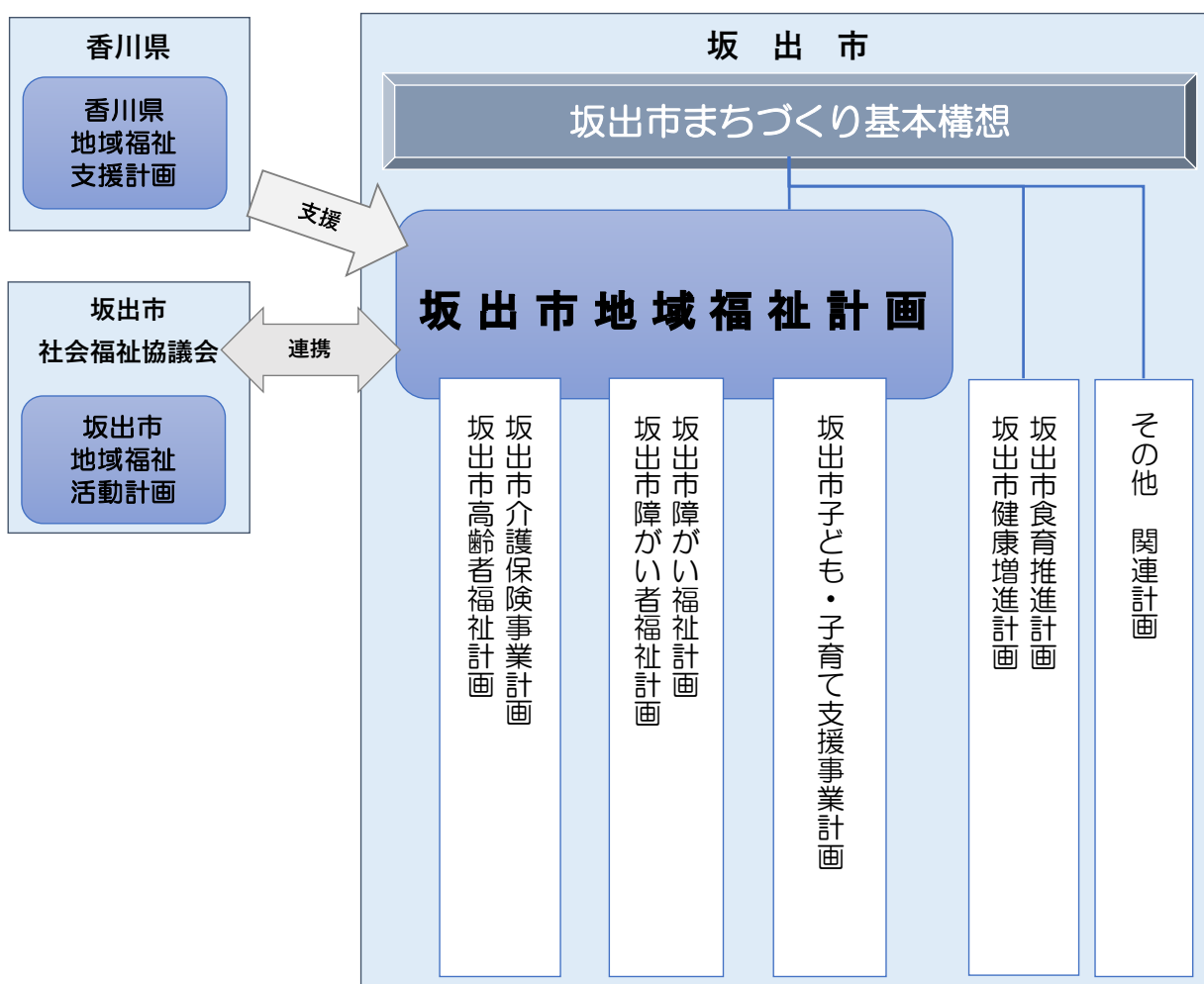
第三次計画は、「市民共働のまちづくり」を基本理念とする坂出市まちづくり基本構想に基づいた福祉分野の計画です。福祉分野の個別計画としては、①坂出市高齢者福祉計画・坂出市介護保険事業計画、②坂出市障がい者福祉計画・坂出市障がい福祉計画、③坂出市子ども・子育て支援事業計画がありますが、第三次計画は、これらの個別計画の理念を統合するものです。

個別の施策は既存計画を優先し、第三次計画では、地域の取組、地域福祉推進のための共通理念や福祉ビジョンを明らかにします。

また、県内市町の地域福祉推進に関する取組を行う際のガイドラインとして「香川県地域福祉支援計画」が上位計画として位置付けられています。

さらに、地域福祉推進の中心的な担い手となる坂出市社会福祉協議会が主となり策定する「地域福祉活動計画」は市民・民間団体等が主体となって取り組む行動計画であり、両計画が相互に連携をとり、本市の地域福祉を推進していきます。

【計画の位置付け】



6 計画の策定方法

(1) 策定委員会の設置

幅広い関係者の参画により、本市の地域特性に応じた事業展開に努めることが必要であることから、学職経験者、関係団体代表者、公募により選出された者をもって構成する、「坂出市地域福祉計画策定委員会」を設置し、各種団体や市民の意見を広く反映させながら計画を策定しました。

(2) 市民アンケート調査の実施

1 調査目的

第二次計画策定時から5年が経過し、地域福祉を取り巻く環境が大きく変化していることから「日常生活での課題」や「地域での助け合いに関する考え方」等について把握し、計画策定の基礎資料とするため実施しました。

2 調査の実施について

対象者	平成30年6月14日現在、住民基本台帳を基に18歳以上の中から無作為抽出した2,000名
実施期間	平成30年7月13日(金)～平成30年7月31日(火)
実施方法	郵送配布、郵送回収

3 調査票の回収状況

配布数	回収数	回収率
2,000件	979件	49.0%

※注記：集計後に回収したものを含めると、9月11日現在で1,002件、回収率50.1%となっています。ただし、回収率やアンケート結果には反映されていません。

【年代別の回収率】

	18～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 69歳	70～ 79歳	80歳 以上	無回答
送付枚数	244	223	313	285	359	319	257	-
回収状況	61	87	134	136	210	199	147	5
回収率	25.0%	39.0%	42.8%	47.7%	58.5%	62.4%	57.2%	-

(3) 関係団体ヒアリング調査の実施

計画策定にあたり地域福祉に関する現場のニーズや課題を把握し、計画策定の基礎資料とするため、15 団体に対して「坂出市地域福祉計画策定にかかる団体ヒアリング事前調査票」を郵送し、その結果を基にヒアリング調査を実施しました。

日時		団体名
平成 30 年 8 月 6 日	10:00～11:00	坂出市連合自治会
8 月 10 日	13:30～14:30	坂出市連合青年会
8 月 22 日	9:30～10:30	坂出市身体障がい者団体連合会
	11:00～12:00	坂出市母子寡婦福祉連合会
	13:30～14:30	坂出市手をつなぐ育成会
	15:00～16:00	坂出地区保護司会
	16:00～17:00	坂出地区更生保護女性会
8 月 30 日	9:30～10:30	坂出市老人クラブ連合会
	11:00～12:00	坂出市福祉老健施設連絡協議会
	13:30～14:30	坂出市保育所保護者連合会
	15:00～16:00	精神障害者家族会白梅会
	19:00～20:00	坂出市 P T A 連絡協議会
8 月 31 日	9:30～10:30	坂出市婦人団体連絡協議会
	13:30～14:30	坂出市地区社会福祉協議会連絡協議会
	15:00～16:00	坂出市民生児童委員協議会連合会

(4) 各課調査の実施

第二次計画の「行政等が取り組むこと」について各課調査を実施し、進捗状況や課題等について取りまとめを行い、計画策定のための基礎資料としました。

(5) 小地域福祉活動推進研修会への参加

坂出市地区社会福祉協議会連絡協議会主催の小地域福祉活動推進研修会等に参加し、議論の内容等について把握、確認を行い、計画策定のための基礎資料としました。

第2章 坂出市を取り巻く現状

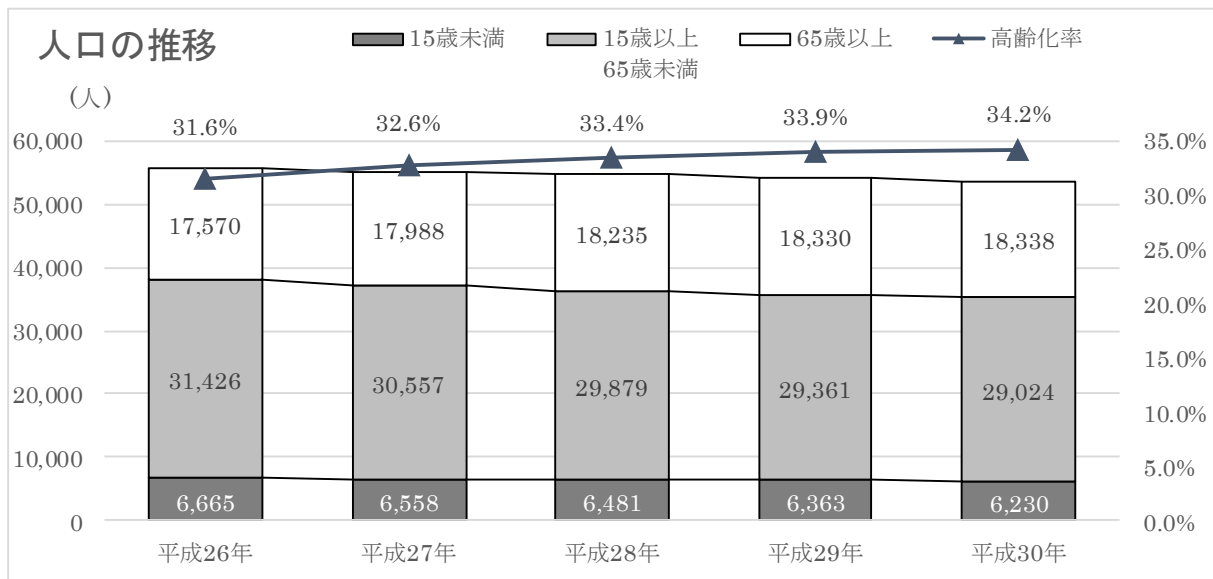
1 人口について

本市の総人口は平成26年の55,661人から平成30年には53,592人へと減少傾向となっています。

年齢別にみると、65歳未満は減少傾向になっているのに対し、65歳以上は増加傾向となっており高齢化率は平成30年で34.2%となっています。

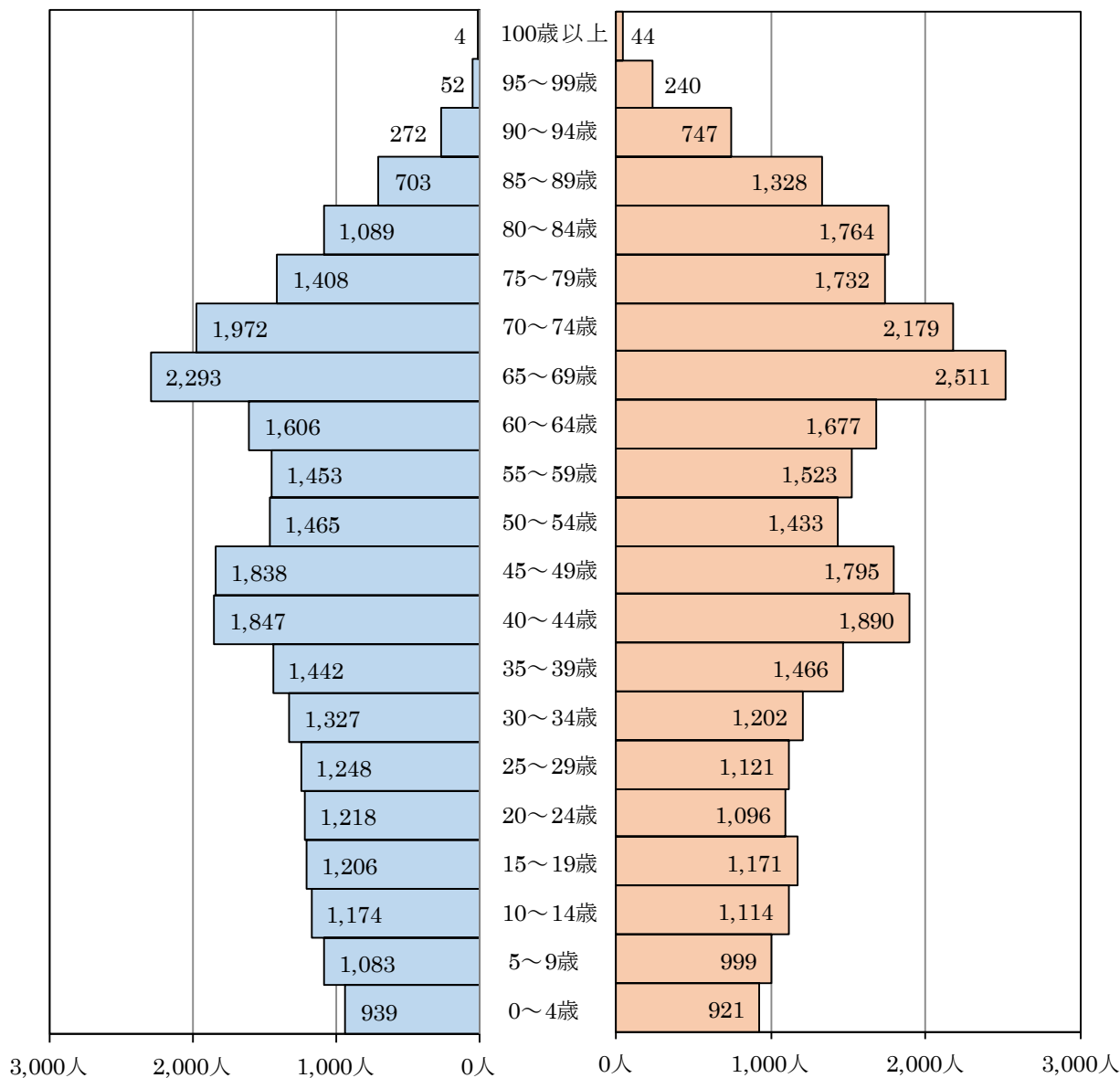
区分		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
総人口	(人)	55,661	55,103	54,595	54,054	53,592
15歳未満	(人)	6,665	6,558	6,481	6,363	6,230
	(%)	12.0%	11.9%	11.9%	11.8%	11.6%
15歳以上 65歳未満	(人)	31,426	30,557	29,879	29,361	29,024
	(%)	56.5%	55.5%	54.7%	54.3%	54.2%
65歳以上	(人)	17,570	17,988	18,235	18,330	18,338
	(%)	31.6%	32.6%	33.4%	33.9%	34.2%

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



平成30年4月1日現在の本市の人口構造をみると、男女ともに65～69歳が最も多くなっています。平均寿命等からみて、今後さらに高齢化が進行することは明らかです。

【人口ピラミッド（平成30年4月1日現在）】
 ≪男性 25,639人≫ ≪女性 27,953人≫



- ※ 住民基本台帳に登録された人口を取りまとめたものです。
- ※ 国勢調査の結果を基に推計している常住人口とは合致しません。
- ※ 平均寿命 男性：81.09年，女性：87.26年(厚生労働省「平成29年簡易生命表の概況」より)

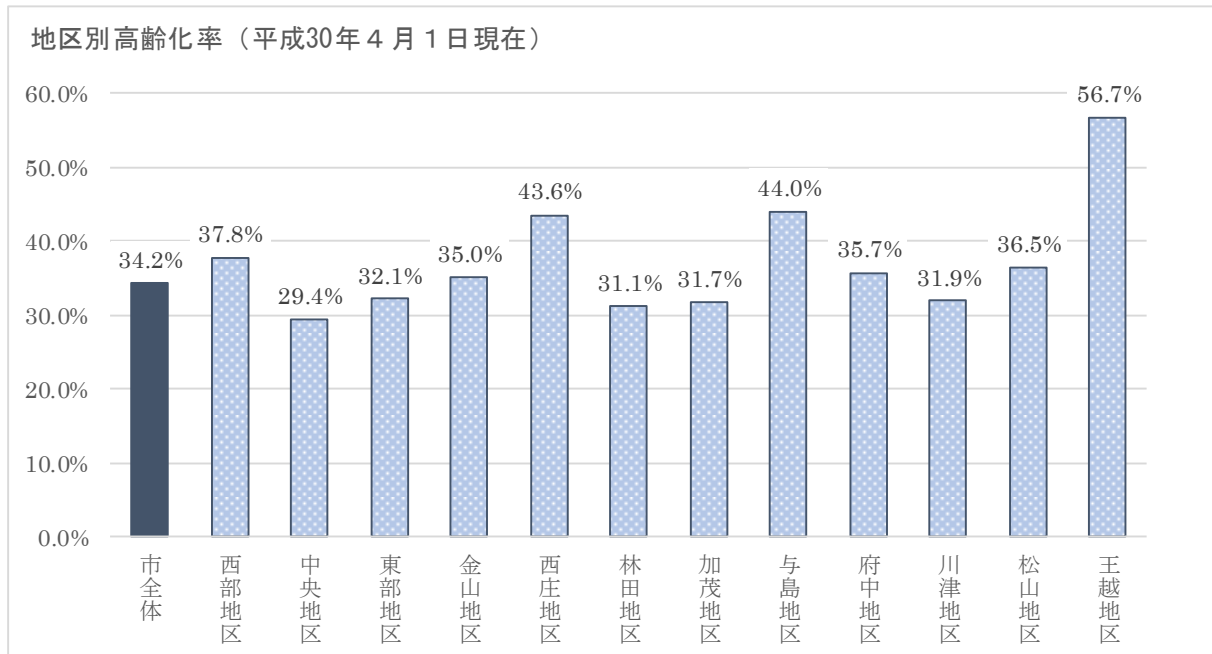
2 地区別高齢化率の状況

地区別に高齢化率をみると、横ばい、もしくは増加傾向となっている地区が多く、平成30年で最も高い地区は王越地区で56.7%、最も低い地区は中央地区で29.4%となっており、27.3ポイントの差があります。

市内12地区のうち、中央地区以外は高齢化率30%を超えています。

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
市全体	31.6%	32.6%	33.4%	33.9%	34.2%
西部地区	36.2%	36.8%	37.8%	37.9%	37.8%
中央地区	28.4%	29.3%	29.7%	29.5%	29.4%
東部地区	28.8%	30.0%	30.7%	31.5%	32.1%
金山地区	32.7%	33.4%	34.3%	34.5%	35.0%
西庄地区	38.1%	39.7%	41.4%	42.1%	43.6%
林田地区	28.9%	30.2%	30.7%	31.3%	31.1%
加茂地区	29.6%	30.2%	30.6%	31.0%	31.7%
与島地区	38.5%	40.0%	41.9%	43.8%	44.0%
府中地区	31.6%	33.0%	33.7%	34.5%	35.7%
川津地区	29.2%	30.2%	31.1%	31.8%	31.9%
松山地区	33.8%	35.1%	35.8%	36.3%	36.5%
王越地区	48.0%	50.9%	53.1%	55.3%	56.7%

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



3 高齢者世帯の状況

高齢化率の増加に伴い、高齢者のいる世帯も増加しており、平成 27 年のひとり暮らし高齢者世帯は 3,058 世帯 (27.5%)、高齢者夫婦のみ世帯 3,379 世帯 (30.4%) となっています。

区分		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	(世帯)	20,460	20,751	20,950	21,344	21,294
核家族世帯数	(世帯)	12,019	12,388	12,433	12,686	12,587
	(%)	58.7%	59.7%	59.3%	59.4%	59.1%
高齢者のいる世帯	(世帯)	6,508	8,201	9,412	10,205	11,109
	(%)	31.8%	39.5%	44.9%	47.8%	52.2%
ひとり暮らし高齢者世帯	(世帯)	1,518	1,901	2,234	2,495	3,058
	(%)	23.3%	23.2%	23.7%	24.4%	27.5%
高齢者夫婦のみ世帯	(世帯)	1,882	2,395	2,719	3,062	3,379
	(%)	28.9%	29.2%	28.9%	30.0%	30.4%
同居世帯	(世帯)	3,108	3,905	4,459	4,648	4,672
	(%)	47.8%	47.6%	47.4%	45.5%	42.1%

資料：国勢調査

4 要介護（要支援）認定者の状況

要介護（要支援）認定者数の状況を見ると、増加傾向となっており平成 30 年 3 月末時点で 3,405 人となっています。

(単位：人)

区分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
総数	3,250	3,237	3,297	3,353	3,405
第 1 号被保険者	3,198	3,189	3,252	3,298	3,350
要支援 1	569	678	733	754	780
要支援 2	542	508	520	539	548
要介護 1	698	711	666	683	705
要介護 2	459	432	403	414	392
要介護 3	339	339	360	350	328
要介護 4	365	338	337	331	341
要介護 5	226	183	233	227	256
第 2 号被保険者	52	48	45	55	55
要支援 1	5	3	7	9	7
要支援 2	8	9	9	15	13
要介護 1	11	13	5	4	4
要介護 2	13	8	12	11	13
要介護 3	8	4	3	7	9
要介護 4	2	5	5	4	3
要介護 5	5	6	4	5	6

資料：市かいご課（各年 3 月末日現在）

5 出生数の状況

出生数の状況をみると、平成27年以降減少傾向で推移し、平成29年で351人となっています。

(単位：人)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
出生数	399	356	403	352	351
男性	193	168	202	189	174
女性	206	188	201	163	177

資料：市市民課（各年 年間累計）

6 子どもの状況

保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の生徒数等状況は以下のとおりです。小学校児童数は平成26年2,493人、平成30年2,331人と162人減少しています。

(単位：人)

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
保育所 園児数	1,188	1,176	1,205	1,203	1,232
幼稚園 園児数	317	291	275	214	197
小学校 児童数	2,493	2,462	2,400	2,369	2,331
中学校 生徒数	1,187	1,186	1,174	1,164	1,157
高等学校 生徒数	2,148	2,161	2,158	2,111	2,144

保育所資料：市こども課（各年4月1日現在）、幼・小・中・高資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

※幼・小・中ともに公立のみ。ルンビニ幼稚園、一高幼稚園、附属幼稚園の園児は含まない。

附属小学校の児童は含まない。附属中学校、他市の私立中学校の生徒は含まない。

7 障がい者(児)の状況

障がい者手帳所持者の状況をみると、身体障がい者手帳所持者は減少傾向となっているのに対し、療育手帳所持者および精神障がい者保健福祉手帳所持者は増加傾向となっています。

(単位：人)

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
身体障がい者手帳所持者	2,758	2,628	2,560	2,453	2,400
視覚障がい	195	188	187	177	178
聴覚・平衡機能障がい	245	244	235	227	220
音声・言語障がい	17	17	18	17	17
肢体不自由	1,482	1,424	1,381	1,320	1,278
内部障がい	819	755	739	712	707
療育手帳所持者	371	381	398	396	418
精神障がい者保健福祉手帳所持者	299	306	341	376	378

資料：市ふくし課（各年3月末日現在）

8 生活保護の状況

生活保護の状況をみると、生活保護被保護世帯および生活保護被保護者ともに減少傾向となっており、平成30年3月末で474世帯、598人となっています。

生活保護被保護世帯

(単位：世帯)

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
被保護世帯数	513	517	503	495	474
生活扶助	473	476	456	454	432
住宅扶助	385	393	380	370	346
教育扶助	27	30	25	24	19
医療扶助	493	491	478	457	445
出産扶助	0	0	0	0	0
生業扶助	14	15	11	14	14
葬祭扶助	1	3	0	3	2
介護扶助	54	50	52	58	55

資料：市ふくし課（各年3月末日現在）

生活保護被保護者

(単位：人)

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
被保護者数	677	679	646	640	598
生活扶助	631	633	593	594	548
住宅扶助	525	535	505	496	454
教育扶助	45	50	41	40	31
医療扶助	641	639	616	570	555
出産扶助	0	0	0	0	0
生業扶助	16	17	13	16	15
葬祭扶助	1	3	0	3	2
介護扶助	57	55	56	62	58

資料：市ふくし課（各年3月末日現在）

9 生活困窮者の状況

平成 27 年 4 月に、生活保護に至る前の生活困窮者に対し、既存の制度を組み合わせながら自立に向けた支援を行う生活困窮者自立支援制度が施行となりました。これまで支援が十分に行き届かなかった、制度の狭間の課題などを抱えた生活困窮者に対し、自立に向けた伴走的な支援が可能となるとともに、地域福祉活動の基盤を活かした地域の生活困窮者のニーズの掘り起こしや、就労支援に向けた新しい資源の開発など、生活困窮者支援を通じた地域福祉の推進に取り組んでいます。

生活困窮者の状況をみると、新規相談受付件数は増加傾向となっており、平成 30 年で 99 件となっています。

対応		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
新規相談受付	(件)	40	87	99
他制度・機関につなぐ	(件)	21	38	59
情報提供や相談のみ	(件)	13	38	29
プラン作成	(件)	6	11	11
就労支援対象者数	(人)	2	4	3

資料：市ふくし課（各年 3 月末日現在）

10 地域の援助体制の状況

(1) 市社会福祉協議会，地区社会福祉協議会

社会福祉協議会は、それぞれの都道府県，市区町村で、地域に暮らす住民のほか、民生児童委員，社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者，保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと，地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざした様々な活動を行っています。

坂出市社会福祉協議会では，行政・関係機関・住民組織等との連携を密にし，住みよい地域社会の構築ならびに地域福祉の充実に向け，坂出市内12地区すべてに住民組織として設置されている地区社会福祉協議会とともに，小地域ネットワーク活動やボランティア活動等に積極的に取り組んでいます。

活動地域	市社協
市内全域	坂出市社会福祉協議会

地区	地区社協
西部地区	西部地区社会福祉協議会
中央地区	中央地区社会福祉協議会
東部地区	東部地区社会福祉協議会
金山地区	金山地区社会福祉協議会
西庄地区	西庄地区社会福祉協議会
林田地区	林田地区社会福祉協議会
加茂地区	加茂地区社会福祉協議会
与島地区	与島地区社会福祉協議会
府中地区	府中地区社会福祉協議会
川津地区	川津地区社会福祉協議会
松山地区	松山地区社会福祉協議会
王越地区	王越地区社会福祉協議会

(2) 民生児童委員の状況

民生児童委員とは、各地区から推薦され、厚生労働大臣から3年間の任期で委嘱を受けた、地域における相談・支援のボランティアです。それぞれの地域において、常に住民の立場に立って親身になって相談に応じたり、地域の人が元気に安心して暮らせるように見守りや支援等を行ったりするなど、社会福祉の推進に努めています。

(単位：人)

地 区	民生児童委員定数	うち主任児童委員定数
西部地区	17	2
中央地区	14	2
東部地区	18	2
金山地区	12	2
西庄地区	7	2
林田地区	12	2
加茂地区	8	2
与島地区	9	2
府中地区	11	2
川津地区	12	2
松山地区	11	2
王越地区	8	2
合 計	139	24

資料：市ふくし課（平成30年12月1日現在）

(3)地域活動、ボランティア活動

坂出市社会福祉協議会が運営する坂出市ボランティアセンターでは、ボランティアに関する相談や養成のための各種講座・研修会，ボランティア活動等の情報提供，関係団体との連携や共働などにより，誰もが安心して暮らせる支え合いのまちづくりを推進しています。

○ボランティアセンター登録団体

	ボランティアグループ	活 動 内 容
1	坂出子どもの本を楽しむ会	お話会（図書館月2回，他出向しての活動） 勉強会（絵本・発声・おはなし会プログラム等）
2	坂出手話サークル しいの木	聴覚障がい者と手話や日本語の表現の学習 聴覚障がい者団体の行事への参加・協力
3	朗読グループ 火曜会	地域の視覚障がい者に録音テープを作成し郵送 施設での対面朗読，視覚障がい者との交流会
4	西部地区福祉ママ会議	地区の食事サービス（会食）での食事の準備 施設での手伝い（車いすの掃除・行事の手伝いなど）
5	坂出市国際交流協会	在住外国人への日本語学習支援
6	坂出手話サークル コスモス	手話の学習会，学校の部活動などでの指導
7	手話同好会 “菜の花”	ろうあ者と健聴者の交流（手話の学習，手芸・料理教室の開催）
8	坂出市立病院「太陽の会」	病院内での車いす介助，院内行事への協力 入院患者の昼食介助や話し相手，院内の環境整備
9	香川県埋蔵文化財センター まいぶんボランティア	香川県埋蔵文化財センター実施事業の補助 （講座・体験学習の補助）
10	キラキラはあと	絵本の読み聞かせ，大型紙芝居の上演 図書館行事などへの参加・協力，学校・施設訪問
11	夢＊ゆめクラブ	子育て中の母親へのサポート （講演会での託児，小物づくりの指導など）
12	府中しあわせクラブ	児童に郷土の歴史や伝承・郷土料理を指導 ひとり暮らし高齢者宅の訪問，施設でのボランティア
13	坂出市立大橋記念図書館 友の会	図書館行事の手伝い 図書館の環境美化や周辺整備など
14	香川県立東山魁夷せとうち美術館 文化ボランティア	香川県立東山魁夷せとうち美術館主催の展示会ポスター，チラシ配布などの広報活動支援
15	おたまじゃくし	子ども達への読み聞かせ （川津小学校，近隣の幼稚園・保育所など）
16	桂花会	二胡の演奏と練習，高齢者施設等への訪問
17	ゆたんぼ	鍵盤ハーモニカの演奏 （保育所・幼稚園・育児サークルなど）
18	下氏部壮年会 氏部里山の会	八銚神社および龍王宮の参道整備 綾川堤防（八銚神社付近）の環境整備
19	フラダンスを楽しむ会	フラダンスの練習，イベントへの参加や施設訪問
20	元気・食育・21	医療関係者等による健康増進セミナー 勉強会や地産地消の実習体験
21	美育ボランティア さくら	さかいで児童作品展に出展する作品の募集・審査・展示の補助
22	香川ささやかとどけ隊	施設を訪問（フラダンス・大正琴・朗読・コント・回想法など）
23	読み聞かせグループ「ポピィ」	本の読み聞かせ（施設を中心に活動）

資料:坂出市社会福祉協議会(平成30年12月1日現在)

第3章 地域福祉の基本理念

1 計画の基本理念

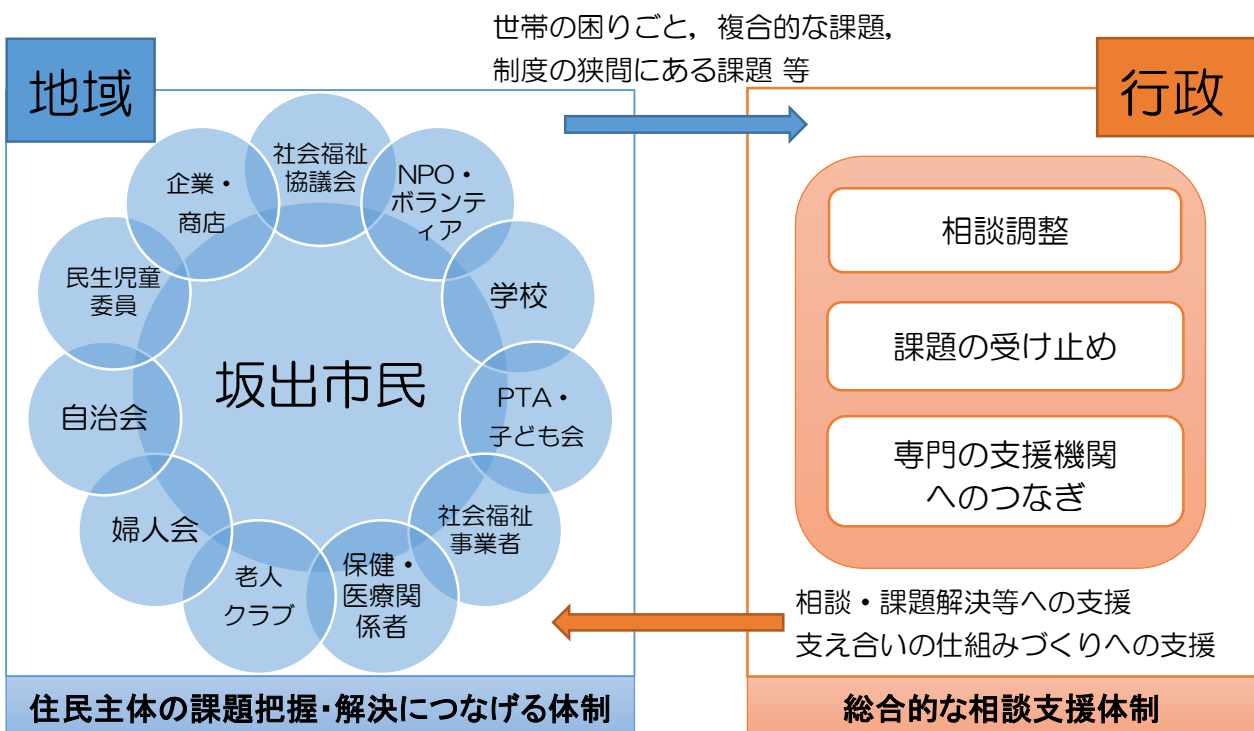
お互いに、支え合い、ふれあいのあるまち

～みんなで助け合うあたたかい地域共生社会の実現をめざして～

本市では、健やかに幸せに暮らせる「健幸のまちづくり」をめざし、従来の縦割りの施策体系にとらわれることなく、全庁をあげてコミュニティ活動やまちづくり等を含めた総合的な事業展開に取り組んでおります。

そのような中、本計画では、各地域が特性を活かしながら、住民がお互いに支え合い、助け合う心を持ち、坂出市民として豊かな絆を育めるよう、第一次計画、第二次計画に引き続き「お互いに、支え合い、ふれあいのあるまち」を基本理念とし、子どもから高齢者まですべての人びとが支え合い・助け合えるまちづくりを進めていきます。

また、「地域共生社会」とは、「支える側」、「支えられる側」に分かれるのではなく、すべての地域住民が役割を持って、地域の課題解決に主体的に取り組む社会です。そのためには地域住民や地域の多様な主体が、「地域福祉」の考え方に沿って、自らにできることを考え、暮らし続けたい地域の将来像やそのための方法について、地域の中で話し合い、共通の目標に向かって連携することが必要です。それにより住民一人ひとりの暮らし、生きがい、尊厳などが尊重され、守られることとなります。こうしたことから、本計画から基本理念のサブタイトルを「～みんなで助け合うあたたかい地域共生社会の実現をめざして～」に変更し、包括的にお互いに支え合うまちづくりをめざします。



2 重点施策

今後の地域福祉を推進していくにあたり、以下の2つを本計画の重点施策として位置付け、地域共生社会の実現をめざして取り組みます。

重点施策1: 支え合いネットワークの構築

地域には、様々な活動を行う組織や団体があります。地域の福祉課題を解決し、地域福祉を一層推し進めていくためには、市民一人ひとりや行政などの取組だけでなく、地域の様々な組織や団体が連携し、協力し合えるネットワークづくりが重要です。

地域福祉に関わる組織・団体などにおける横断的なネットワークづくりの構築を推進するとともに、既存の地域のネットワーク組織との連携も図りながら、地域ぐるみの取組の強化を推進します。

重点施策2: 子育てしやすい暮らしやすいまちづくりの推進

結婚・妊娠・出産・子育てにおける支援を切れ目なく実施し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めるとともに、教育環境の整備・充実を図り、子育て世代に選ばれるまちづくりを推進します。

また、学校教育や生涯学習等を通じて、市民一人ひとりが互いを認め合い、地域に参加する意識を高めていきます。そして、ボランティア活動等により、多くの市民の参加を促進するとともに、より活発に市民活動が行われるように支援を推進します。

3 施策の体系

本計画では、基本理念の実現に向けて、重点施策を次の3つの分野に分けて推進していきます。

1. 地域福祉を担う人づくり

誰もが思いやりの心を持ち地域の一員として暮らすまちをめざします。

子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、誰もが楽しみや生きがいを持ち活動し、身近な場所に自由に集まり交流をすることで、互いを認め合い思いやる心を育て、地域福祉を担う人づくりを推進します。

- (1) 地域での心と体の健康づくり
- (2) 地域での居場所づくり
- (3) 互いを思いやる心づくり

2. 地域で支え合う仕組みづくり

誰もが孤立することなく支え合って暮らせるまちをめざします。

支える側と支えられる側と分かれるのではなく、誰もが役割を持ちお互いに支え合い、自分ができる地域活動を行い、地域の人や資源が世代や分野を超えてつながり、地域で支え合う仕組みづくりを推進します。

- (1) 支え合い・見守り活動の推進
- (2) 地域福祉活動の推進
- (3) 地域のネットワークづくり

3. 地域生活を支えるまちづくり

誰もが安心して暮らせるまちをめざします。

様々な地域課題を気軽に相談でき、必要な制度や福祉サービスにつなげ適切に利用できるよう支援し、安心して生活ができるようなまちづくりを推進します。

- (1) 相談・支援体制の強化
- (2) 福祉サービスの適切な利用
- (3) 権利擁護の推進
- (4) 安全・安心なまちづくり

第4章 計画の推進

1 地域福祉を担う人づくり

(1) 地域での心と体の健康づくり

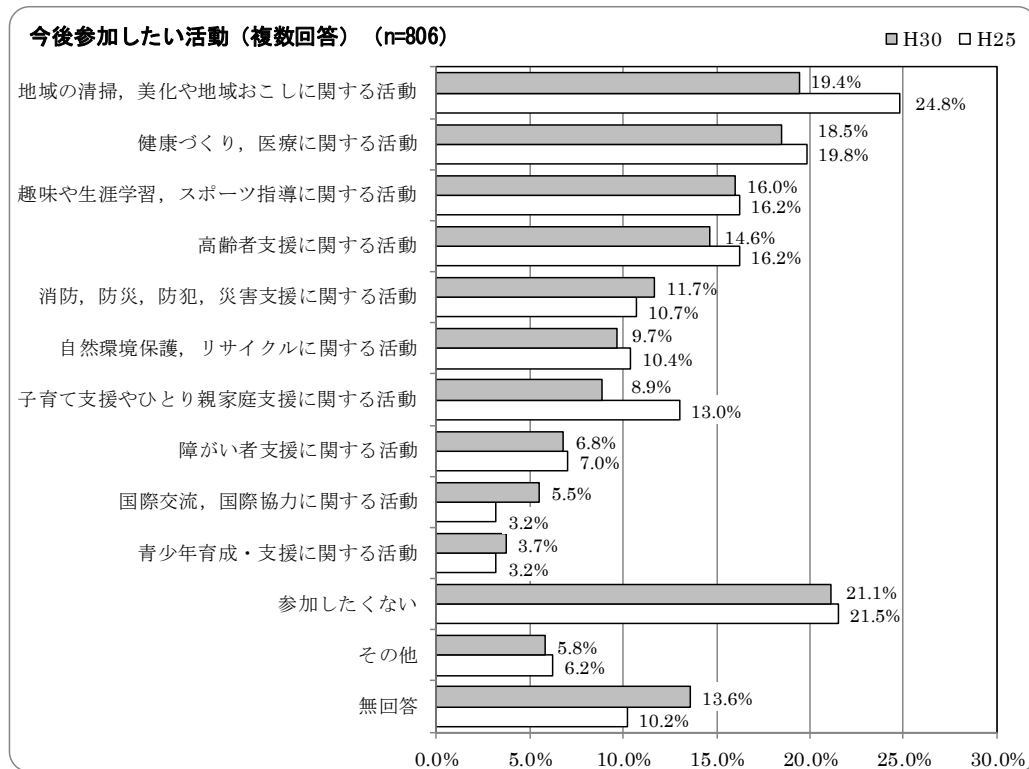
地域福祉を推進するには、まずは地域に住む人、地域で働く人、地域組織や団体で活動する人などの一人ひとりの心と体が健康であることが重要です。住み慣れた地域で健康に暮らすには、楽しみや生きがいを持つことが必要となります。そこで、健康づくりだけでなく、コミュニティ活動の参加を推進します。

現 状

【市民アンケート調査より】

今後参加できる機会があれば、どの分野の地域活動に参加したいかについてみると、「地域の清掃、美化や地域おこしに関する活動」19.4%、「健康づくり、医療に関する活動」18.5%、「趣味や生涯学習、スポーツ指導に関する活動」16.0%の順となっています。

※「n」は「number」の略で、比率算出の母数を示しています。以下同様。



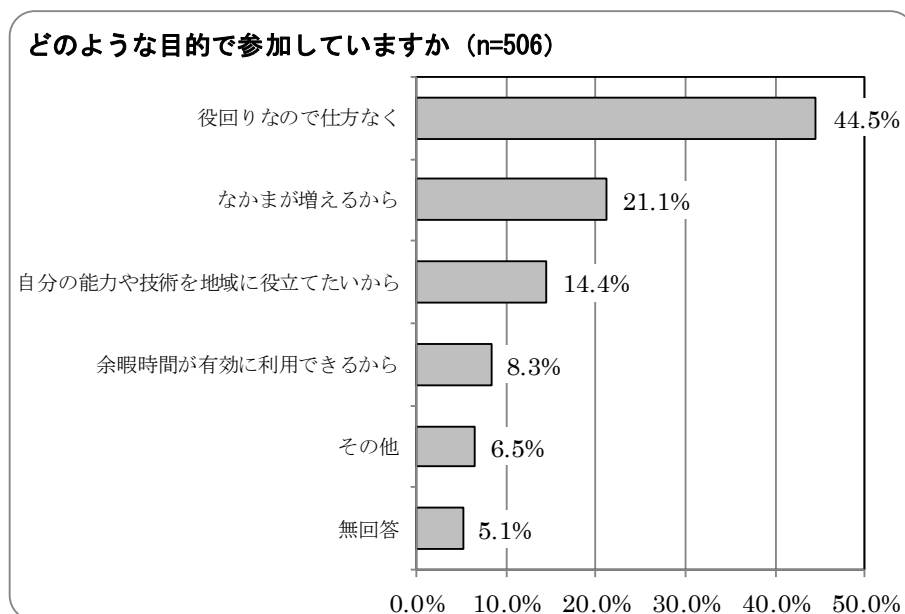
「地域活動に参加していますか」と「日ごろ喜びや生きがいを感じていますか」とのクロス集計をみると、地域活動に参加している人が参加していない人より、日ごろ喜びや生きがいを感じている割合が高くなっています。

あなたは日ごろ喜びや生きがいを感じていますか	地域活動に参加していますか			
	参加している (n=140)	以前参加していたが、現在は参加していない (n=90)	参加していない (n=716)	無回答 (n=33)
感じている	36.4%	31.1%	19.8%	39.4%
まあまあ感じている	52.9%	46.7%	55.2%	27.3%
あまり感じていない	9.3%	15.6%	14.4%	9.1%
感じていない	0.7%	0.0%	4.1%	3.0%
わからない	0.7%	6.7%	6.3%	9.1%
無回答	0.0%	0.0%	0.3%	12.1%

地域組織の参加目的についてみると、「役回りなので仕方なく」が44.5%と最も高く、次いで「なかまが増えるから」21.1%、「自分の能力や技術を地域に役立てたいから」14.4%となっています。

年代別にみると、年代が上がるにつれて「自分の能力や技術を地域に役立てたいから」の割合が高くなっています。

また、40歳未満で「なかまが増えるから」の割合が高くなっています。



	18～29歳 (n=10)	30～39歳 (n=20)	40～49歳 (n=56)	50～59歳 (n=77)	60～69歳 (n=148)	70～79歳 (n=136)	80歳以上 (n=57)	無回答 (n=2)
役回りなので仕方なく	10.0%	40.0%	44.6%	66.2%	51.4%	34.6%	29.8%	0.0%
なかまが増えるから	30.0%	35.0%	23.2%	11.7%	16.9%	22.8%	31.6%	50.0%
自分の能力や技術を地域に役立てたいから	0.0%	5.0%	10.7%	10.4%	16.9%	16.2%	19.3%	0.0%
余暇時間が有効に利用できるから	30.0%	5.0%	5.4%	3.9%	6.8%	13.2%	7.0%	0.0%
その他	20.0%	15.0%	12.5%	7.8%	2.7%	6.6%	1.8%	50.0%
無回答	10.0%	0.0%	3.6%	0.0%	5.4%	6.6%	10.5%	0.0%

【関係団体ヒアリング調査より】

・各種団体の加入促進に向けた取組が必要である。

今後の取組

自 助 一人ひとりができること

- 体力づくりなどの機会を通して、心身の健康維持に努めましょう。
- 生涯学習に関する活動に積極的に参加するなど、楽しみや生きがいを持ちましょう。
- 地域の行事や清掃に参加しましょう。

互 助 地域のみんなができること

- 地域で行われている仲間づくり・居場所づくり活動等に誘い合って参加しましょう。
- 地域の人が気軽に参加できる機会を拡げましょう。

公 助 行政等が取り組むこと

○健やかに幸せに暮らせる「健幸のまち」の実現を、地域と連携・協力しながら推進します。

学識経験者、各種団体、関係機関等で構成する坂出市健幸のまちづくり推進協議会等において、地域や市民の意見を聞きながら、健幸のまちづくりを推進します。	けんこう課
地域と連携して新たなラジオ体操広場を開設し、市民の健康増進と地域コミュニティの活性化に努めます。	生涯学習課

○イベントや講座を通じて、市民の健康維持に努めます。

「健幸まつり&介護の日」のイベントについて、参加体験型を基本とした各コーナーを開設し、健幸と介護に関しての周知・啓発に努めます。	けんこう課 かいご課
老人クラブや地域における仲間づくり・居場所づくり活動等の既存の活動を活用した介護予防の取組強化に努めます。	かいご課

○地域での交流や社会参加の促進のため、自治会、婦人会、老人クラブ、地区社会福祉協議会等の加入促進に努めます。

各団体と連携を図り、広報誌、市ホームページでの情報提供や転入時にパンフレットを配布する等、各団体の加入促進に努めます。	ふくし課 共働課 生涯学習課
---	----------------------

(2) 地域での居場所づくり

身近な地域において、子どもから高齢者、障がいのある人など多様な福祉ニーズを有する人びとや支援を行う人びとが自由に集まり、交流することのできる場の要望は強く、様々な団体の地域における活動拠点としての機能も求められています。

地域には、公民館などの公共施設をはじめ、民間施設等の有効に活用できる様々な施設があります。地域での自主的な福祉活動を生み育てるために、人や情報が集まり、地域の問題を解決していくための地域福祉活動の拠点の充実を図ります。

現 状

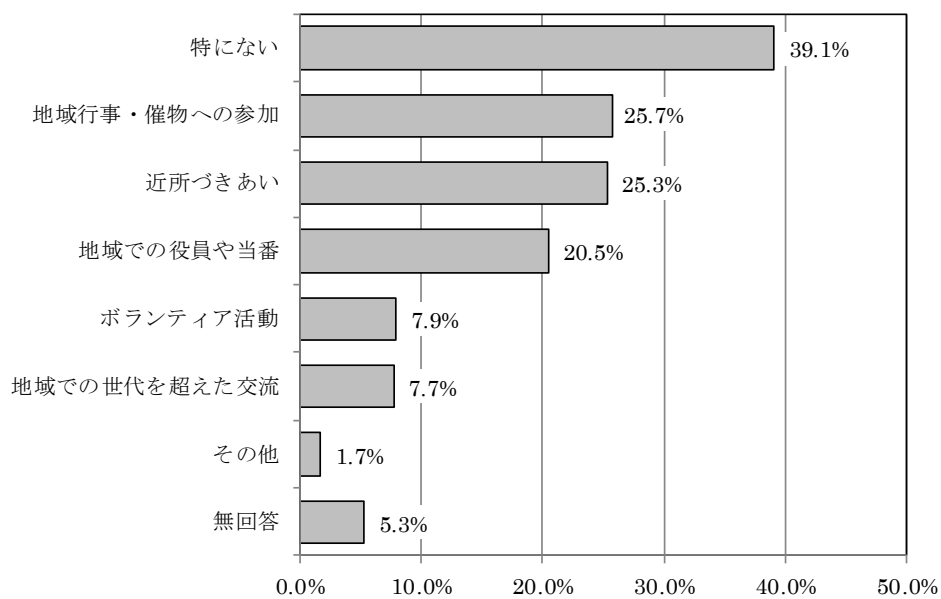
【市民アンケート調査より】

地域において、現在関心を持ったり実行していることについてみると、「特にない」39.1%、「地域行事・催物への参加」25.7%、「近所づきあい」25.3%の順となっています。

年代別にみると、40歳未満で、4人に一人以上が「地域行事・催物への参加」に関心を持ち実行しています。

また、60～69歳では「地域での役員や当番」の割合が最も高くなっています。

現在関心を持ったり実行していること（複数回答）（n=979）



	18～29歳 (n=61)	30～39歳 (n=87)	40～49歳 (n=134)	50～59歳 (n=136)	60～69歳 (n=210)	70～79歳 (n=199)	80歳以上 (n=147)	無回答 (n=5)
特にない	62.3%	56.3%	64.2%	41.2%	27.1%	26.6%	29.3%	20.0%
地域行事・催物への参加	27.9%	24.1%	16.4%	19.9%	33.3%	34.7%	16.3%	40.0%
近所づきあい	6.6%	12.6%	11.9%	25.7%	30.0%	33.2%	35.4%	20.0%
地域での役員や当番	1.6%	14.9%	9.7%	20.6%	35.2%	26.6%	12.2%	20.0%
ボランティア活動	8.2%	4.6%	4.5%	6.6%	8.6%	13.1%	6.1%	0.0%
地域での世代を超えた交流	4.9%	5.7%	6.0%	8.1%	7.1%	11.6%	6.1%	20.0%
その他	1.6%	0.0%	0.0%	1.5%	1.9%	1.0%	5.4%	0.0%
無回答	0.0%	1.1%	1.5%	2.2%	1.0%	6.5%	21.1%	0.0%

【関係団体ヒアリング調査より】

- ・みんなが集まれる場所，駐車場，送迎する人が必要である。
- ・専門性のある研修を受けて，これからの活動に役立てたい。

今後の取組

自 助 一人ひとりができること

- 地域福祉に関心を持ちましょう。
- 地域で開催している行事等に積極的に参加しましょう。
- 地域に貢献することを役割の一つとしてとらえましょう。

互 助 地域みんなができること

- 地域の自治会館や集会所，空き店舗，空き家等，地域の様々な資源を活用して，話し合いや情報交換，交流が図れる拠点としましょう。
- 仲間づくり・居場所づくり活動のように誰もが気軽に交流し，支え合える関係を築くための拠点づくりを進めましょう。
- 祭りや運動会などの様々な地域行事に，高齢者や障がいのある人，子育て中の親等の参加を積極的に呼びかけ，地域の交流，ふれあいの場づくりに努めましょう。
- 交流の場が，誰もが気持ちよく利用できるような環境となるよう努力しましょう。

公 助 行政等が取り組むこと

- 地域住民が主体となって行う地域福祉を支える活動拠点づくりや交流，支え合い活動に関する助成制度等の情報提供を行います。

<p>地区社会福祉協議会における地域活動が活発となるよう，様々な機会をとらえて，市社会福祉協議会と連携し，関係団体へ最新の情報提供を行います。</p>	<p>ふくし課 市社会福祉協議会</p>
---	--------------------------

- 地区社会福祉協議会，市社会福祉協議会，自治会，婦人会，老人クラブ，子ども会等と連携し，住民同士が身近な地域で地域の実情に合った話し合いや交流の場がもてるように支援します。

<p>地区社会福祉協議会，市社会福祉協議会，自治会，婦人会，老人クラブ，子ども会等と連携し，その地域の実情に合った話し合いや交流の場がもてるように支援します。</p>	<p>ふくし課</p>
<p>地区社会福祉協議会が実施する小地域座談会やボランティア養成講座等を通して，住民が地域の課題を自身の課題として取り組めるよう働きかけを行うとともに，地域活動の担い手づくりを支援します。</p>	<p>市社会福祉協議会</p>

(3)互いを思いやる心づくり

住民が互いに助け合ったり、助けられたりする関係を築くには、互いを認め合い思いやる心が必要となります。

こうした思いやりの心を育てていくためには、子どものころから様々な社会体験やボランティア活動を通して人と人との交流、世代間交流の機会を多く持つことが大切です。

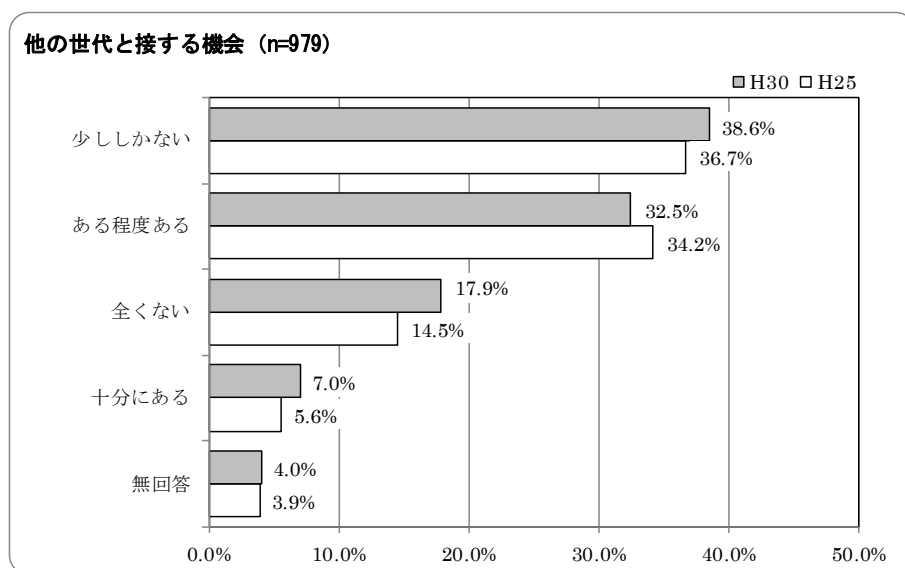
地域においても小学校・中学校などの児童・生徒等による高齢者や障がいのある人の支援活動や交流活動、また、地域行事を通して世代間の交流が行われていることから、このような活動の充実を図ります。

現 状

【市民アンケート調査より】

他の世代と接する機会についてみると、「少ししかない」38.6%、「ある程度ある」32.5%、「全くない」17.9%の順となっています。

年代別にみると、30～39歳で「十分にある」の割合が他の年代に比べて高くなっています。



	18～29歳 (n=61)	30～39歳 (n=87)	40～49歳 (n=134)	50～59歳 (n=136)	60～69歳 (n=210)	70～79歳 (n=199)	80歳以上 (n=147)	無回答 (n=5)
少ししかない	52.5%	41.4%	41.0%	36.8%	41.9%	33.2%	34.7%	0.0%
ある程度ある	32.8%	25.3%	31.3%	37.5%	35.7%	35.7%	23.8%	40.0%
全くない	6.6%	16.1%	17.9%	19.1%	15.7%	18.1%	25.2%	20.0%
十分にある	8.2%	17.2%	9.7%	5.1%	5.7%	5.0%	4.1%	20.0%
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%	1.0%	8.0%	12.2%	20.0%

「他の世代と接する機会があるか」と「日ごろ喜びや生きがいを感じているか」とのクロス集計をみると、他の世代と接する機会がある方が、日ごろ喜びや生きがいを感じている割合が高くなっています。

あなたは日ごろ喜びや生きがいを感じていますか	他の世代と接する機会				
	十分にある (n=69)	ある程度ある (n=318)	少ししかない (n=378)	全くない (n=175)	無回答 (n=39)
感じている	50.7%	30.2%	15.6%	17.1%	35.9%
まあまあ感じている	40.6%	52.5%	59.5%	49.7%	33.3%
あまり感じていない	5.8%	10.4%	14.6%	21.1%	10.3%
感じていない	1.4%	1.9%	3.4%	5.7%	2.6%
わからない	1.4%	4.7%	6.6%	6.3%	7.7%
無回答	0.0%	0.3%	0.3%	0.0%	10.3%

【関係団体ヒアリング調査より】

- ・子育て世代としては、高齢者と関わる機会がほしい。
- ・自分さえ良ければいいという人が増えている。
- ・お互いさまという心で地域が一つにならないといけない。

今後の取組

自 助 一人ひとりができること

- 自分からあいさつして、近所の人とコミュニケーションをとり、顔の見える関係をつくりましょう。
- 地域の人と交流を図り、協力し合える関係をつくりましょう。

互 助 地域のみんなができること

- 既存の仲間づくり・居場所づくり活動等を活用して、誰でも参加でき、交流が図れる雰囲気づくりを進めましょう。
- 様々な地域行事や地域活動を通して、地域住民の福祉への理解を深めましょう。
- 社会福祉施設等と連携してイベントを開催し、地域と施設のつながりを構築しましょう。
- 世代の異なる関係団体が、合同で行事を開催することで、世代間の理解と交流を図りましょう。

公 助 行政等が取り組むこと

- 乳幼児期における家庭での福祉教育の大切さをあらゆる機会を通して広報・啓発します。

人権保育に関する研究会や研修会に参加し、保育の質の向上に努めています。日々の保育の中で、子どもたちがお互いを思いやる心を持てるよう、子どもたちの人権意識の醸成に努めます。

こども課

○日常的な関わりの中で高齢者や障がいのある人への思いやりの心を育むため、保育所や幼稚園における障がいのある子どもの受け入れや高齢者との交流活動を推進します。

<p>園児が地域の自然環境や高齢者などの人材に積極的に触れられるように計画的に保育を実施していくとともに、障がいのある友達と一緒に育つ中で優しい心や互いに認め合うという人権感覚、感性を育てられるよう、保育の充実を図ります。</p>	<p>こども課 学校教育課</p>
<p>保育所において、障がい児の受け入れや高齢者福祉施設の訪問を行い、園児の思いやりの心が育まれるように努めていきます。</p>	<p>こども課</p>

○学校における「総合的な学習の時間」を活用し、社会福祉体験活動や障がいのある人との交流教育を充実します。

<p>小学校で総合的な学習の時間を活用して、高齢者や障がいのある人との交流活動など福祉に関する体験的な活動を実施するとともに、ボランティア活動への参加を広げていくとともに、学校行事に招待するなど、交流する機会の充実を図ります。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>小学校で命の大切さをテーマとした、「いのちの教育」等の出前講座を実施します。</p>	<p>けんこう課</p>

2 地域で支え合う仕組みづくり

(1) 支え合い・見守り活動の推進

近年、虐待、自殺、引きこもり、高齢者の孤立死など、地域社会が抱える課題は大変多く、また複雑になっており、公的な福祉サービスだけで解決することは難しくなっています。そこで、地域に住む一人ひとりがこうした課題を「我が事」として受け止め、重症化する前に早期発見・早期対応することが大切です。

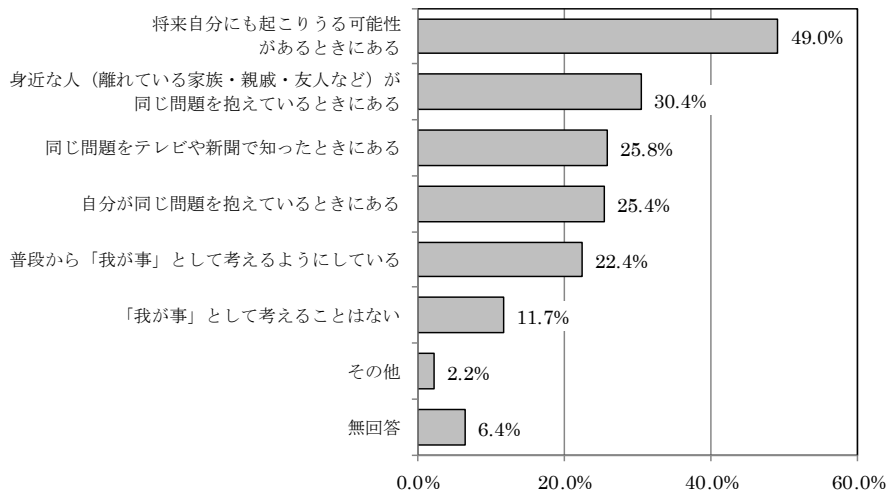
そのためには、地域での支え合いや助け合いを進める「地域福祉」の考えを浸透させるとともに、まずは身近なところから声かけ運動をはじめ、近隣住民や地域の様々な団体と協力し、見守り活動や仲間づくり・居場所づくり活動等を促進していきます。

現 状

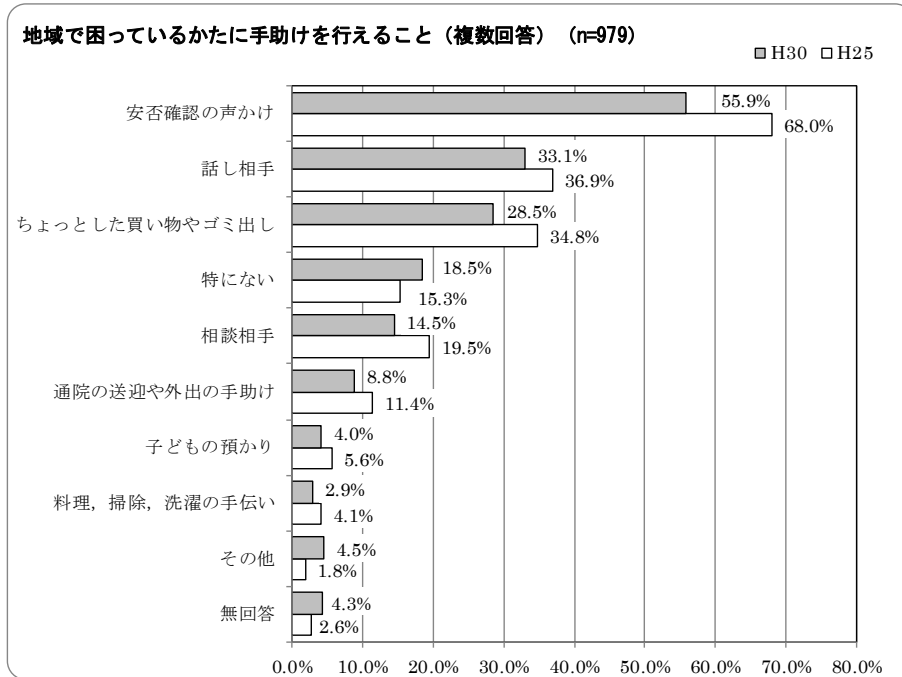
【市民アンケート調査より】

地域で困っている人や世帯の問題を、「我が事＝自分のこと」としてとらえて考えることについてみると、「将来自分にも起こりうる可能性があるときにある」が 49.0%と最も高く、次いで「身近な人（離れている家族・親戚・友人など）が同じ問題を抱えているときにある」30.4%、「同じ問題をテレビや新聞で知ったときにある」25.8%となっています。

「我が事＝自分のこと」として考えること（複数回答）（n=979）

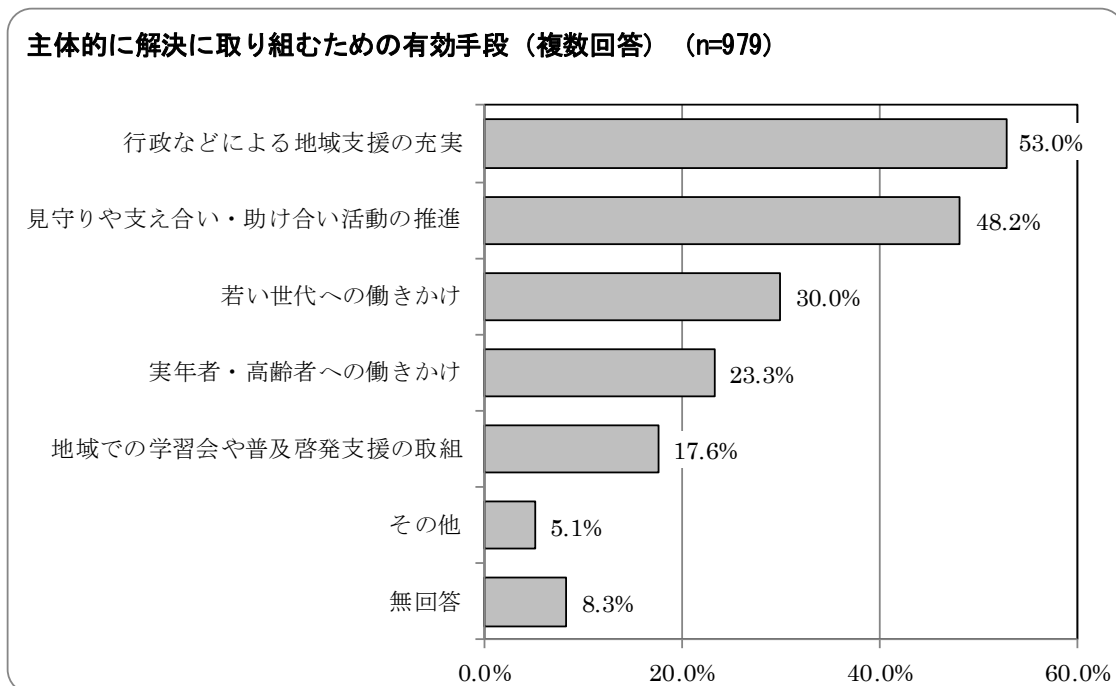


お住まいの地域で困っているかたがいた場合、手助けを行えることについてみると、半数以上の人が「安否確認の声かけ」の手助けを行えると回答しており、次いで「話し相手」、「ちょっとした買い物やゴミ出し」となっています。



地域の活動において、地域住民が地域で発生している問題を「我が事＝自分のこと」としてとらえ、主体的に解決に取り組むことが必要といわれていますが、そのためにはどのような手段が有効だと思うかについてみると、「行政などによる地域支援の充実」53.0%、「見守りや支え合い・助け合い活動の推進」48.2%、「若い世代への働きかけ」30.0%の順となっています。

年代別にみると、30歳未満では「行政などによる地域支援の充実」より、「若い世代への働きかけ」の割合が高く、また、50～59歳で「実年者・高齢者への働きかけ」の割合が高くなっており、自分たちの世代への働きかけが重要と考えられています。



	18～29歳 (n=61)	30～39歳 (n=87)	40～49歳 (n=134)	50～59歳 (n=136)	60～69歳 (n=210)	70～79歳 (n=199)	80歳以上 (n=147)	無回答 (n=5)
行政などによる地域支援の充実	45.9%	66.7%	59.7%	55.1%	57.1%	46.7%	42.2%	60.0%
見守りや支え合い・助け合い活動の推進	41.0%	48.3%	44.8%	52.2%	56.7%	50.3%	36.1%	40.0%
若い世代への働きかけ	55.7%	37.9%	29.1%	33.8%	25.2%	30.2%	19.0%	20.0%
実年者・高齢者への働きかけ	18.0%	19.5%	16.4%	30.9%	22.9%	30.2%	19.0%	0.0%
地域での学習会や普及啓発支援の取組	21.3%	18.4%	18.7%	14.0%	22.4%	19.1%	9.5%	0.0%
その他	6.6%	4.6%	7.5%	5.1%	2.9%	3.0%	8.8%	0.0%
無回答	1.6%	3.4%	5.2%	5.9%	4.3%	12.1%	19.0%	20.0%

【関係団体ヒアリング調査より】

・地域のコミュニティが希薄化している。
・地域住民の地域福祉活動への関心が低い。
・地域連携ができていない。

今後の取組

自 助 一人ひとりができること

- 隣近所の人に自分や家族のことを知ってもらいましょう。
- 自分の身近な人が困っている場合には「我が事」として考え、できる支援をしましょう。
- 地域で行われている活動に、積極的に参加しましょう。

互 助 地域みんなができること

- 地域で行われている仲間づくり・居場所づくり活動をさらに広げていくとともに、様々な人びとを対象とした交流事業、地域行事の開催に努めましょう。
- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等の支援が必要な人に対して、地域が行政と協力しながら見守るシステムをつくりましょう。

公 助 行政等が取り組むこと

- 地区社会福祉協議会、自治会、婦人会、民生児童委員等と連携をし、ひとり暮らし高齢者等の安否確認に努めます。

市内の地域福祉関係団体と連携し、見守り活動等の充実を図るとともに、地域活動に参加していない人や、現在の見守り活動の対象とならない人への対応について検討していきます。	ふくし課 市社会福祉協議会
民生児童委員による高齢者実態把握調査における見守り活動や安否確認に対し情報提供を行うとともに、関係団体、市関係部局とさらなる連携を図り、地区社会福祉協議会における小地域ネットワーク活動の見守り活動を支援していきます。	ふくし課 かいご課

今後さらに増加することが予測されるひとり暮らし高齢者や認知症高齢者等に対応するため、見守り支援員の増員を含め見守り体制の充実に努めます。	かいご課
--	------

○地域福祉に関する啓発資料や講座、セミナー、イベント等を活用し、多くの機会や場において、地域福祉に対する意識の啓発に努めます。

市社会福祉協議会や各地区社会福祉協議会などの関係団体が主催する行事や研修会等の機会を通じて、多くの市民が主体的に地域の課題解決に取り組んでいけるよう、地域福祉に対する意識の啓発に努めます。	ふくし課 市社会福祉協議会
--	------------------

○市民と協力し、支援が必要な人を見守るシステムづくりを支援します。

地区社会福祉協議会および民生児童委員等と連携し、支援が必要な人を見守る活動を支援していくとともに、福祉推進委員への研修会等を行い、見守りの裾野を広げることで、地域共生社会の実現につなげていきます。	ふくし課 市社会福祉協議会
行方不明認知症高齢者への対策を行い、高齢者ができる限り住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができるよう支援体制の構築を図ります。	かいご課
ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦世帯、認知症高齢者の増加が予測されることから、様々な問題を抱える高齢者を地域で支えるためのネットワークの構築に努めます。	
民生児童委員の協力により、オレンジリボンキャンペーンを実施し、児童虐待防止を呼び掛けるとともに、坂出市要保護児童対策地域協議会を構成する関係団体を対象に、児童虐待防止のための研修会を実施します。	こども課

(2) 地域福祉活動の推進

地域福祉を推進していくことを目的とする社会福祉協議会は、地域の実情を把握し、住民とともに地域課題に取り組む組織です。総合的な相談事業、ボランティア活動の推進、福祉意識の啓発、人材育成、小地域ネットワーク活動、地域の実情に応じたサービスや支援などを行っています。

今後さらに地域に密着した活動を地域福祉活動の実践や「互助」のための福祉組織づくりを推進することで、地域力の向上を図ります。

また、実際に行われている活動を参考に、「自分にできることは何か」について考えてもらうなど、地域福祉活動への参加に向けたきっかけをつくるのが大切です。身近な地域で行われている活動や先進的な活動事例についての情報提供の充実に努めます。

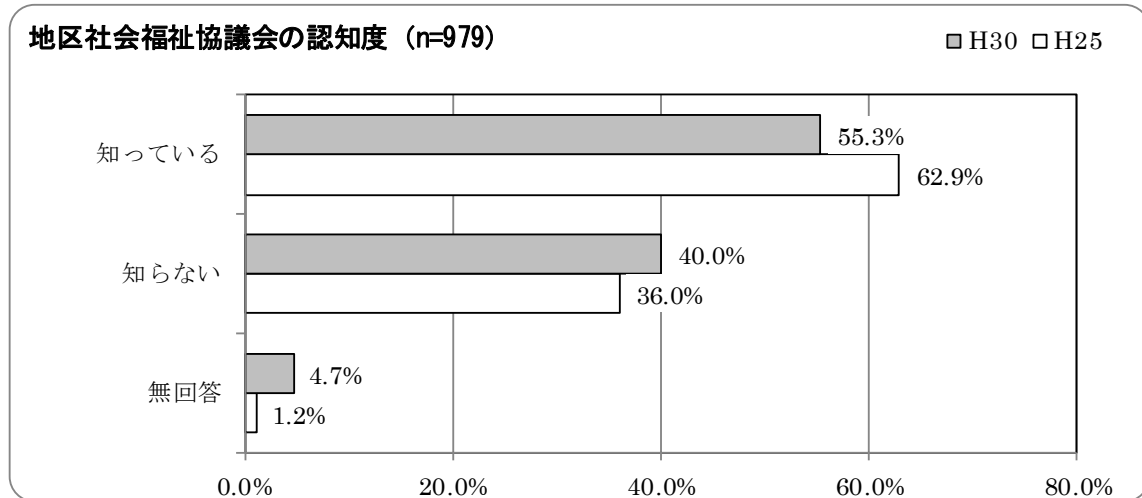
現 状

【市民アンケート調査より】

地区社会福祉協議会の認知度についてみると、「知っている」55.3%、「知らない」40.0%となっています。

平成25年度の調査結果と比較すると、「知っている」の割合が減少しています。

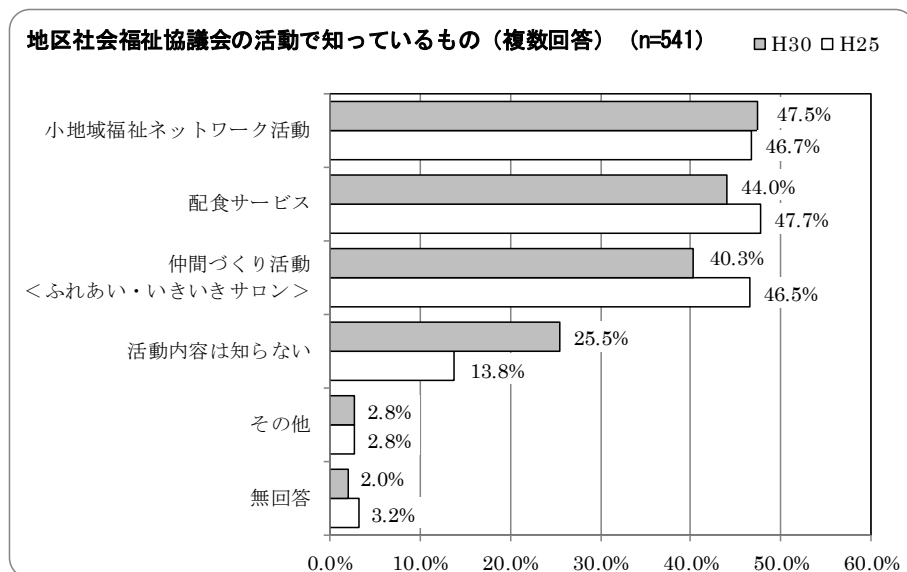
年代別にみると、50歳未満で「知らない」の割合が高くなっています。



	18～29歳 (n=61)	30～39歳 (n=87)	40～49歳 (n=134)	50～59歳 (n=136)	60～69歳 (n=210)	70～79歳 (n=199)	80歳以上 (n=147)	無回答 (n=5)
知っている	23.0%	23.0%	48.5%	58.1%	69.5%	65.8%	56.5%	60.0%
知らない	75.4%	75.9%	51.5%	39.7%	26.7%	27.1%	31.3%	20.0%
無回答	1.6%	1.1%	0.0%	2.2%	3.8%	7.0%	12.2%	20.0%

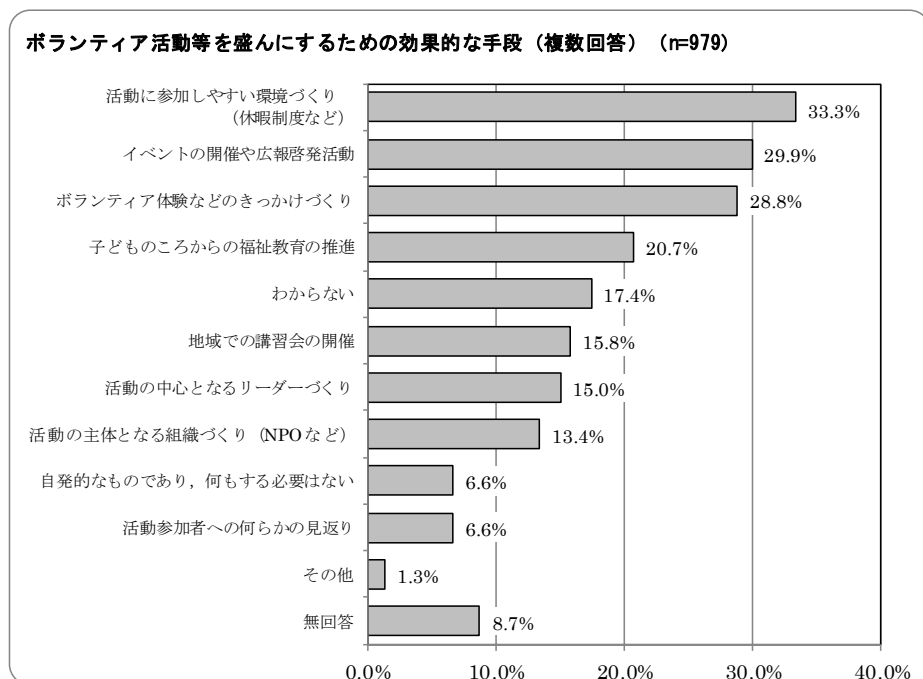
地区社会福祉協議会の活動で知っているものについてみると、「小地域福祉ネットワーク活動」47.5%、「配食サービス」44.0%、「仲間づくり活動<ふれあい・いきいきサロン>」40.3%の順となっています。

平成 25 年度の調査結果と比較すると、「活動内容は知らない」割合が増加しています。



今後、地域でのボランティア活動等を盛んにするためには、どのようなことが効果的だと思うかについてみると、「活動に参加しやすい環境づくり（休暇制度など）」33.3%、「イベントの開催や広報啓発活動」29.9%、「ボランティア体験などのきっかけづくり」28.8%の順となっています。

年代別にみると、30歳未満が他の年代に比べて「活動参加者への何らかの見返り」の割合が高くなっており、やりがいを感じることができれば活動への参加を促すことができると考えます。



	18～29歳 (n=61)	30～39歳 (n=87)	40～49歳 (n=134)	50～59歳 (n=136)	60～69歳 (n=210)	70～79歳 (n=199)	80歳以上 (n=147)	無回答 (n=5)
活動に参加しやすい環境づくり（休暇制度など）	49.2%	49.4%	48.5%	42.6%	28.1%	26.6%	11.6%	20.0%
イベントの開催や広報啓発活動	45.9%	36.8%	32.1%	28.7%	31.4%	28.6%	18.4%	20.0%
ボランティア体験などのきっかけづくり	29.5%	37.9%	32.8%	30.9%	37.1%	24.1%	11.6%	40.0%
子どものころからの福祉教育の推進	24.6%	33.3%	23.9%	24.3%	21.0%	15.1%	12.9%	20.0%
わからない	13.1%	18.4%	9.7%	14.7%	16.7%	16.6%	28.6%	60.0%
地域での講習会の開催	9.8%	8.0%	11.9%	9.6%	24.3%	20.1%	14.3%	20.0%
活動の中心となるリーダーづくり	8.2%	13.8%	11.2%	13.2%	17.1%	19.6%	15.0%	0.0%
活動の主体となる組織づくり（NPO など）	8.2%	17.2%	14.9%	18.4%	15.7%	14.6%	2.7%	0.0%
自発的なものであり、何もする必要はない	6.6%	3.4%	12.7%	5.1%	7.6%	6.5%	3.4%	0.0%
活動参加者への何らかの見返り	18.0%	9.2%	10.4%	8.1%	5.2%	2.5%	2.7%	20.0%
その他	0.0%	1.1%	1.5%	0.7%	1.0%	1.5%	2.7%	0.0%
無回答	0.0%	1.1%	2.2%	1.5%	3.3%	16.6%	26.5%	0.0%

【関係団体ヒアリング調査より】

・ 地区社会福祉協議会に対する認知度が不足しているため、理解や協力が得にくい。
・ 地区社会福祉協議会は高齢者と接する機会が多いが、子どもと関わる機会が少ないため、世代を超えた日常的なつながりを構築していきたい。
・ 地区社会福祉協議会の活動等を市でPRしてほしい。（周知・広報）
・ 必要とされることは、モチベーションとなる。
・ 地域における全体的な福祉情報の伝達が必要である。
・ 行政サービスを受ける際に団体の活動等について市でPRしてほしい。
・ 他地域の同じ活動をしている団体の情報提供を行ってほしい。 （他の活動を参考にしたい）
・ 地域の状況や情報をもっと教えてほしい。

今後の取組

自 助 一人ひとりができること

○自分の知識や経験を活かして、地域行事やボランティア活動等に参加しましょう。

互 助 地域みんなができること

- 地域行事やボランティア活動等に誘い合って参加しましょう。
- 気軽に参加できる機会を設け、個々の知識や経験、専門的技術を活かしていきましょう。
- 市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会と連携し、様々な福祉活動を進めましょう。
- 地域のリーダーとなれる人材の発掘や養成に努めましょう。
- 市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会の広報誌、自治会の回覧板などを活用して、地域の行事や福祉活動等の情報提供を行っていきましょう。

公 助 行政等が取り組むこと

○市社会福祉協議会と連携し、ボランティア情報の提供やボランティア間の交流等を支援します。

市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターの周知を進めるとともに、ボランティア活動の啓発、ボランティアの養成、ボランティア間の交流等を支援します。

ふくし課

○地域福祉を担う中心的な組織である市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会との連携を深め、地域ぐるみの支え合い活動や助け合い活動の活性化等を図ります。

市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会と連携を深め、共同募金などの活動への支援を通し、さらなる地域ぐるみの支え合い活動や助け合い活動の活性化等を図っていきます。

ふくし課

○市社会福祉協議会が策定している地域福祉活動計画との整合性を図り、地域福祉を推進します。

市社会福祉協議会が主となり策定している地域福祉活動計画との整合性を図り、地域福祉を推進します。

ふくし課

(3)地域のネットワークづくり

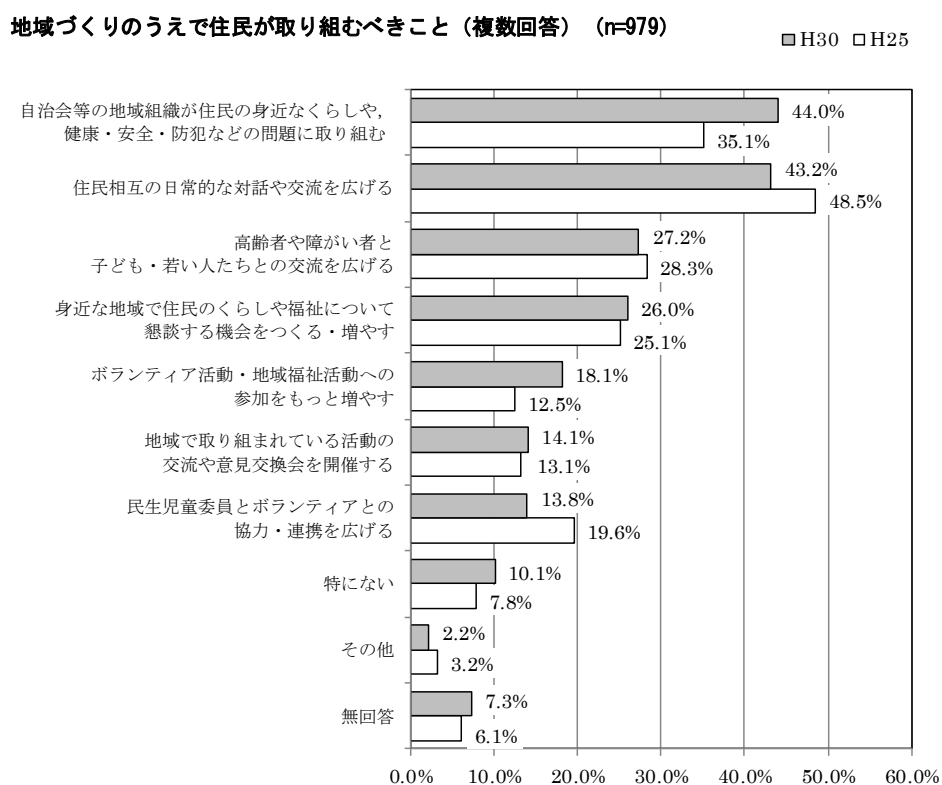
地域には、自治会をはじめ地区社会福祉協議会、民生児童委員、婦人会、老人クラブ、子ども会、NPO法人、ボランティア団体、社会福祉法人など地域福祉を支える組織や団体があります。地域福祉を推進するためには、地域福祉に関わる組織・団体等によるネットワークづくりが重要です。既存の多様な組織、団体間での連携を強化し、情報共有を進めるとともに、地域におけるネットワークづくりを推進します。

そして、「他人事」になりがちな地域課題の解決に向けて、地域住民が「我が事」として取り組み、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることによって、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現につないでいきます。

現 状

【市民アンケート調査より】

「お互いに、支え合い、ふれあいのあるまち」みんなで助け合うあたたかい地域社会の実現をめざす上で、住民が取り組むべきことについてみると、「自治会等の地域組織が住民の身近なくらしや、健康・安全・防犯などの問題に取り組む」44.0%、「住民相互の日常的な対話や交流を広げる」43.2%となっています。



【市民アンケート調査（自由記述欄）より】

- ・次世代の考えや意見を取り入れながら時代に合った取組をして、参加しやすい交流をしてほしい。
- ・近所の人に手助けしたときに、お互いに気を遣うことがあり、ネットワークがあれば個人的にしているのではないから援助しやすくなると思う。

【関係団体ヒアリング調査より】

- ・各団体との連携が必要である。
- ・他団体の活動等，情報提供してほしい。
- ・施設は地域の社会資源であると地域の人に認識してもらいたい。
- ・地域と施設のつながりを構築するため，地域との話し合いの場がほしい。

今後の取組

自 助 一人ひとりができること

- 地域の構成員としての意識を持ちましょう。
- 支援が必要な人がいた場合は，民生児童委員や自治会，関係機関につなぎましょう。

互 助 地域みんなができること

- 地域で活動する組織や団体の既存の取組を活かした連携を強化し，情報の共有化を図りましょう。
- 地域の活動拠点にイベントや講座等の情報を提供するとともに，拠点での活動に協力しましょう。

公 助 行政等が取り組むこと

○多様な組織や団体による連携を支援することで，地域のネットワークづくりを進めます。

市社会福祉協議会とともに，各地区社会福祉協議会が関係団体と連携して，地域で行っている活動を支援し，各地区の情報交換を行える機会を支援します。	ふくし課
地域ぐるみで家庭の子育てや，地域の子ども同士，親同士，さらには高齢者を含む様々な年代との交流を支援します。	けんこう課 こども課

○学校教育や生涯学習等を通して声かけやあいさつ、近所づきあい、見守り等を大切にしていく地域づくりを支援します。

<p>「地域学校協働活動」の推進に向け、地域住民と学校との連携・共働をより一層強めていくことが求められていることから、情報提供等の支援の充実を図ります。</p>	<p>学校教育課</p>
--	--------------

○地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、地域資源を活かした生活支援サービスの提供体制を整備します。

<p>地域の実情に応じた支え合い・助け合いの体制整備を充実させるために、各団体との連携を強化し、市全体、各地区での先進的な取組の情報共有、課題共有に努めていきます。</p>	<p>かいご課 市社会福祉協議会</p>
--	--------------------------

3 地域生活を支えるまちづくり

(1) 相談・支援体制の強化

保健・医療・福祉に関する相談は、市の各担当窓口のほか、地域包括支援センターや子育て支援センター、障がい者福祉の相談支援事業所等に対応しています。

地域住民が抱える課題を早期に発見し、深刻な事態となる前に適切に対応していくためには、相談が果たす役割は大きなものとなっています。

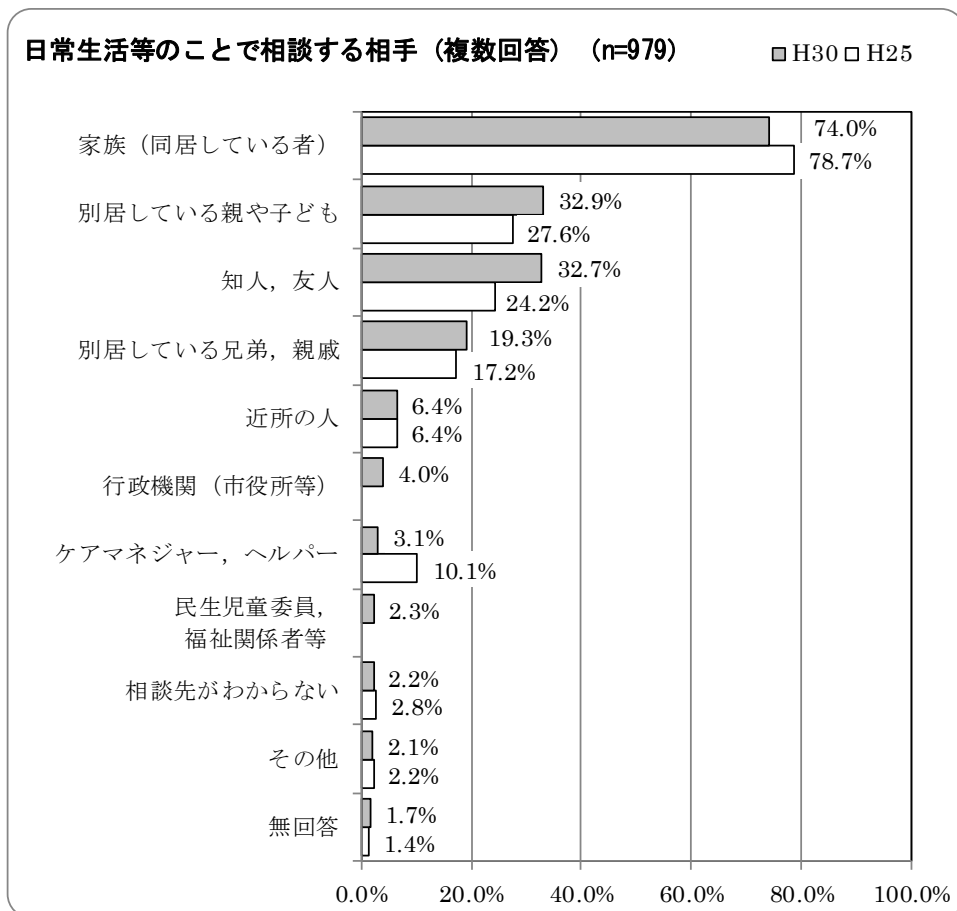
地域から孤立する人が出ないように、困った時に気軽に相談できる人・場所を身近につくり、状況に応じて専門機関に適切につなげていく相談支援体制を強化していきます。

現 状

【市民アンケート調査より】

日常生活の困っていることや不安なことの相談相手についてみると、「家族（同居している者）」が74.0%と最も高く、次いで「別居している親や子ども」32.9%、「知人、友人」32.7%となっています。

また、「行政機関（市役所等）」4.0%、「民生児童委員、福祉関係者等」2.3%と割合が低くなっています。



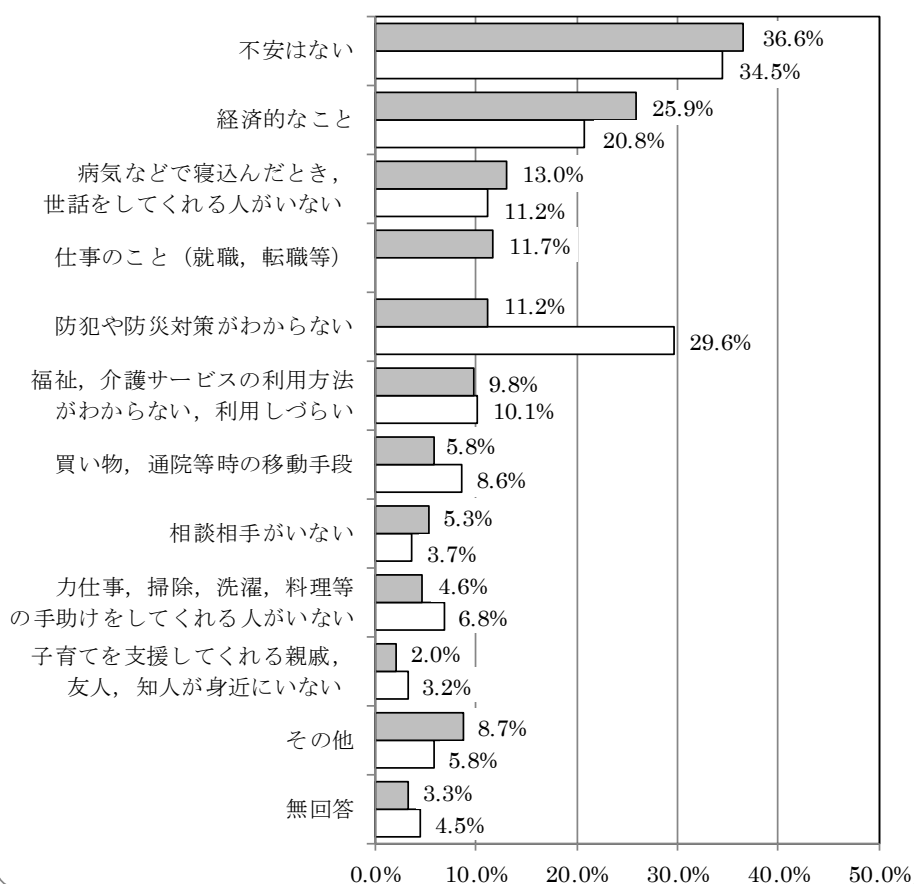
日常生活で困っていることや不安なことについてみると、「不安はない」36.6%、「経済的なこと」25.9%、「病気などで寝込んだとき、世話をしてくれる人がいない」13.0%の順となっています。

平成25年度の調査結果と比較すると、「防犯や防災対策がわからない」の割合が半減しています。

次ページに示すように年代別にみると、60歳未満で「経済的なこと」の割合が高くなっています。

また、80歳以上で、「病気などで寝込んだとき、世話をしてくれる人がいない」、「買い物、通院等時の移動手段」、「力仕事、掃除、洗濯、料理等の手助けをしてくれる人がいない」などの身体的な不安が高くなっています。

日常生活等で困っていること、不安なこと（複数回答）（n=979） □ H30 □ H25



	18～29歳 (n=61)	30～39歳 (n=87)	40～49歳 (n=134)	50～59歳 (n=136)	60～69歳 (n=210)	70～79歳 (n=199)	80歳以上 (n=147)	無回答 (n=5)
不安はない	31.1%	27.6%	25.4%	31.6%	39.0%	45.7%	42.2%	60.0%
経済的なこと	32.8%	36.8%	35.1%	32.4%	27.6%	18.6%	10.9%	0.0%
病気などで寝込んだとき、世話をしてくれる人がいない	1.6%	6.9%	11.2%	13.2%	16.7%	13.6%	17.0%	0.0%
仕事のこと（就職、転職等）	31.1%	25.3%	25.4%	14.7%	7.6%	2.0%	0.0%	0.0%
防犯や防災対策がわからない	19.7%	23.0%	15.7%	9.6%	11.4%	6.0%	5.4%	0.0%
福祉、介護サービスの利用方法がわからない、利用しづらい	6.6%	16.1%	11.2%	8.1%	7.6%	10.6%	9.5%	20.0%
買い物、通院等時の移動手段	8.2%	1.1%	3.7%	5.1%	2.9%	4.5%	16.3%	0.0%
相談相手がない	8.2%	4.6%	5.2%	6.6%	6.2%	5.0%	2.7%	0.0%
力仕事、掃除、洗濯、料理等の手助けをしてくれる人がいない	1.6%	4.6%	5.2%	1.5%	3.8%	2.0%	12.9%	0.0%
子育てを支援してくれる親戚、友人、知人が身近にいない	3.3%	8.0%	4.5%	1.5%	0.5%	0.5%	0.7%	0.0%
その他	0.0%	8.0%	5.2%	9.6%	10.5%	9.0%	11.6%	20.0%
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	2.9%	3.3%	6.0%	6.1%	0.0%

今後の取組

自 助 一人ひとりができること

- 民生児童委員をはじめとした、地域で身近に相談できる人や相談窓口を把握しましょう。
- 困った時は一人で悩まず、相談することを心がけましょう。

互 助 地域のみんなができること

- 隣近所で声をかけ合いましょう。
- 介護や子育てなどについて地域で気軽に話し合える場をつくりましょう。
- 民生児童委員の活動と地域住民が行っている声かけや見守り活動を連携させて、支援を必要としている人への相談活動などを充実していきましょう。

公 助 行政等が取り組むこと

- 住み慣れた地域で、住民が自立した生活を送ることができるよう、また、困ったときにすぐ相談ができるよう、関係機関等と連携し総合的な相談体制づくりを推進します。

複雑多岐にわたる相談内容に対応するため、全庁的な体制づくりを構築していくとともに、関係団体との連携を図り、相談体制等の充実を図ります。	ふくし課 かいご課
ライフステージにより様々な困りごとをひとりで抱えている人が潜在していることから、周知を徹底し、関係機関と連携・情報共有を行うことで、訪問等で相談対応ができるよう体制構築を図ります。	けんこう課
一次的な相談窓口としての「福祉総合相談センター」を設置し、必要に応じて弁護士・社会保険労務士・土地家屋調査士等の専門機関や、行政・関係機関等へつないでいくとともに、広く住民が利用できる相談窓口として、広報啓発に努めます。	市社会福祉協議会

- 地域の最も身近な相談役である民生児童委員との連携を強化し、相談技術の向上や活動へ助言等を行います。

関係機関とともに各種研修会を開催する等、様々なケースについて情報提供を行い、民生児童委員活動が円滑に行われるように支援するとともに、地域での理解や協力を得られるよう啓発を行います。	ふくし課 市社会福祉協議会
より充実した活動や協力体制が得られるように、普段から民生児童委員や坂出市要保護児童対策地域協議会と連携強化を図ります。	こども課

○身近な相談機関として地域包括支援センターや地域子育て支援センター等の利用促進を図ります。

高齢者の抱える様々な問題に専門職の立場から支援するため、地域包括支援センターの機能強化に努めるとともに、「出前包括」を新設し、各地区に職員が出向き、高齢者の相談支援体制の充実を図ります。	かいご課
さかいで子育て支援センター「まるっ子ひろば」において子育て世帯を支援し、子育て世代包括支援センターにおいて妊娠期から子育て期まで相談に応じて切れ目のないサポートを行い、少子化対策や子育て世帯への支援を実施します。	こども課 けんこう課

○生活困窮者の支援に努めます。

様々な生活問題を抱える人を支援できるように、ふくし課と市社会福祉協議会による相談窓口を設置し、幅広く相談を受け付け、一人ひとりの状況に応じた支援につなげます。	ふくし課 市社会福祉協議会
家庭や企業等から品質に問題のない余っている食べ物を寄附してもらい、緊急的に食べるものに困っている人に提供する「フードバンク活動」を行い、潜在化している課題の把握や、生活困窮者自立支援事業と連携することで、継続した支援につなげます。	市社会福祉協議会

○犯罪や非行のない明るい社会をめざすとともに、犯罪や非行をした人が、再び過ちを犯すことなく、早期に更生できるように支援します。

更生保護サポートセンター運営や街頭キャンペーン等の保護司活動の支援を行い、犯罪や非行のない明るい社会をめざすとともに、必要な支援を行えるよう関係機関と連携を図ります。	ふくし課
---	------

○社会福祉法人による地域における公益的な取組と連携して、課題を抱える人を支援します。

社会福祉法人施設と社会福祉協議会と民生児童委員がつながり、支援を必要とする人を地域でトータルにサポートする「香川おもいやりネットワーク事業」において関係機関との連携を強化します。	市社会福祉協議会
---	----------

(2)福祉サービスの適切な利用

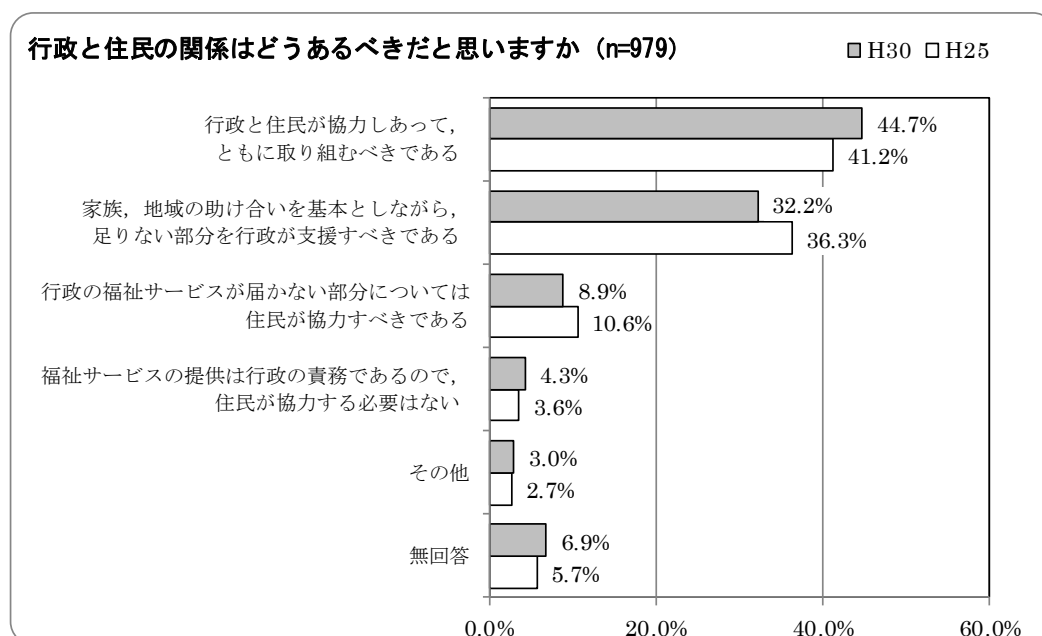
本市では、子育て支援・高齢者・障がい者（児）において個別の福祉計画を策定し、計画に基づいて各施策を推進しています。

多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するため、公的なサービスだけではなく、社会福祉協議会や福祉団体・NPO・ボランティア等による様々なサービスの活用を促進していきます。

現 状

【市民アンケート調査より】

福祉サービスを充実させていく上での行政と住民の関係についてみると、「行政と住民が協力しあって、ともに取り組むべきである」44.7%、「家族、地域の助け合いを基本としながら、足りない部分を行政が支援すべきである」32.2%を合わせて、76.9%となっています。



今後の取組

自 助 一人ひとりができること

○広報誌や回覧板，市ホームページ等で，福祉サービスの情報を確認しましょう。

互 助 地域のみんなができること

○隣近所で声をかけ合い，福祉サービスの情報を共有しましょう。

○仲間づくり・居場所づくり活動の場を活用して，福祉サービスについて学びましょう。

共 助 社会保険制度およびサービス

- 介護保険制度や医療保険制度，サービス等を適正に提供します。
- 社会保険制度やサービスについての情報提供を行います。

公 助 行政等が取り組むこと

○福祉サービス等を適正に提供します。

坂出市障がい福祉計画・坂出市障がい者福祉計画に基づき，地域との関わりを通して，障がいのある人の生活を支え，自立を促すことにつながるようサービスを提供します。	ふくし課
坂出市高齢者福祉計画および坂出市介護保険事業計画に基づき，医療・介護・福祉が連携し，包括的な支援サービスを提供します。	ふくし課 かいご課
坂出市子ども・子育て支援事業計画に基づき，すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう，地域において様々な子育て支援を充実するとともに，妊娠・出産・子育てと段階に応じた切れ目のない，きめ細かな支援に取り組みます。	こども課 けんこう課

○広報誌や市ホームページ等を活用し，情報の即時性を図るとともに，どこでどのような情報が提供されているのかといった情報の提供場所についても周知徹底を図ります。

サービス等の提供について，広報誌，市ホームページに掲載し，周知を図るとともに，各種団体への出前講座を実施します。	ふくし課 かいご課
子育てに関する情報について，広報誌，市ホームページに掲載するだけでなく，電子母子手帳「まるっ子メモリー」や子育て情報冊子「さかいで子育て応援BOOK」にて情報提供し，充実を図ります。	けんこう課 こども課

(3) 権利擁護の推進

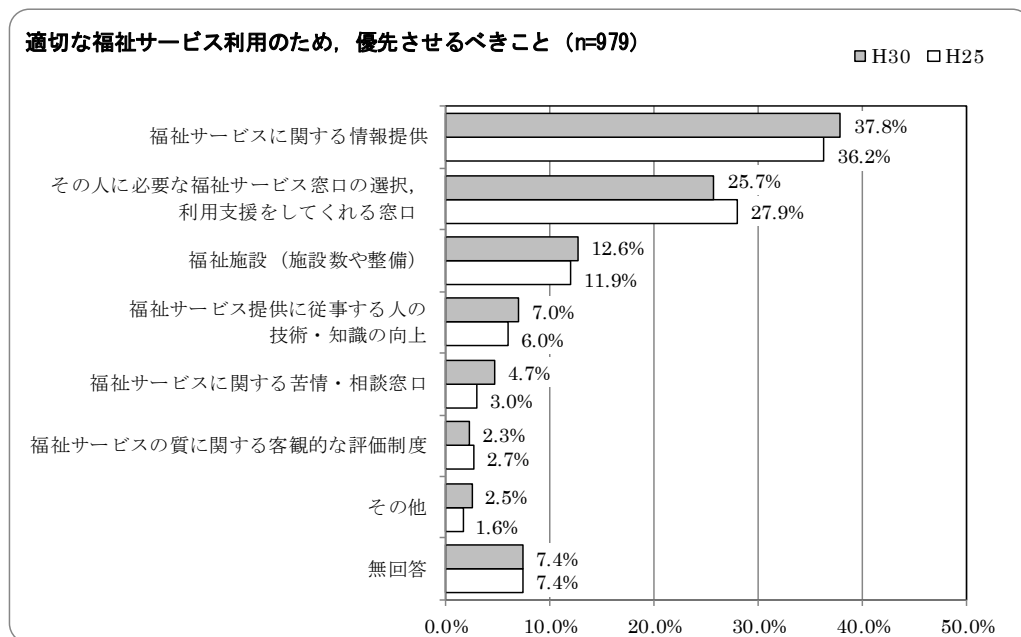
福祉サービスの措置制度から契約制度への移行により、サービスの選択や利用が適切にできない人も出てきています。

そこで、福祉サービスを必要とする人が自ら適切なサービスを選択し、安心して利用することができるよう、福祉サービス利用者の権利を守る仕組みとして、市社会福祉協議会で実施されている日常生活自立支援事業をはじめ、苦情解決制度や成年後見制度の周知と充実を図ります。

現 状

【市民アンケート調査より】

行政が行う福祉サービスのあり方は、これからどうあるべきかについてみると、「福祉サービスに関する情報提供」37.8%、「その人に必要な福祉サービス窓口の選択，利用支援をしてくれる窓口」25.7%、「福祉施設（施設数や整備）」12.6%の順となっています。



今後の取組

自 助 一人ひとりができること

○地域で困っている人を見つけたら、積極的に声をかけ、民生児童委員や自治会等に連絡しましょう。

互 助 地域みんなができること

○仲間づくり・居場所づくり活動を活用して、苦情解決制度や日常生活自立支援事業，成年後見制度について学びましょう。

公 助 行政等が取り組むこと

○苦情解決制度や日常生活自立支援事業については、関係機関と連携を図りながら市民への一層の周知を図るとともに、有効な活用がなされるよう相談体制の充実など環境づくりを推進します。

県社会福祉協議会，市社会福祉協議会など関係機関と連携し，制度の周知や情報発信を行い，相談体制の充実を図ります。	ふくし課
---	------

○成年後見制度の周知・普及を図ります。

今後，増加が見込まれる認知症高齢者や，意思決定の困難な障がい者が，財産管理や福祉サービスの利用等で困ることがないように成年後見制度の利用を促進します。また，市社会福祉協議会との連携を強化するとともに，時代やニーズに合わせた対応ができるよう，関係機関との情報交換や連携を図り，活動の充実と市民後見人等への継続したフォローアップを行います。	かいご課 ふくし課 市社会福祉協議会
--	--------------------------

○坂出市要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用し，児童虐待などの早期発見に努めます。

ネットワークに所属する各関係機関の役割を確認していく中で，児童に対する身体的虐待，性的虐待，ネグレクト，心理的虐待や表面化していない虐待の早期発見に努めていくとともに，児童虐待防止を目的としたオレンジリボンキャンペーンの実施などにより児童虐待防止への意識啓発を図ります。	こども課
---	------

○住宅確保要配慮者の支援に努めます。

高齢者等の入居を拒まない民間賃貸住宅について，市ホームページで情報提供を行うとともに，香川県居住支援協議会の研修会に参加し，構成団体相互の情報共有等を行い，住宅確保要配慮者の支援に努めます。	建設課
離職等により経済的に困窮し住居を失った人，またはそのおそれがある人に対し，住居確保給付金を支給することにより，安定した住居の確保と就労自立を図るよう支援します。	ふくし課

(4)安全・安心なまちづくり

近年、交通事故や高齢者が被害に合う特殊詐欺の発生件数が増加し、また、台風や地震等の災害が発生するなど、安全・安心なまちづくりが求められています。特に地震等の大規模災害が発生した際には、道路交通の寸断や同時多発する火災などにより、市や消防による支援が困難となる可能性があるため、地域における防災体制の役割が非常に重要であると言えます。さらに地域のつながりを強めることで、子どもの安全確保など犯罪に強い地域をつくります。

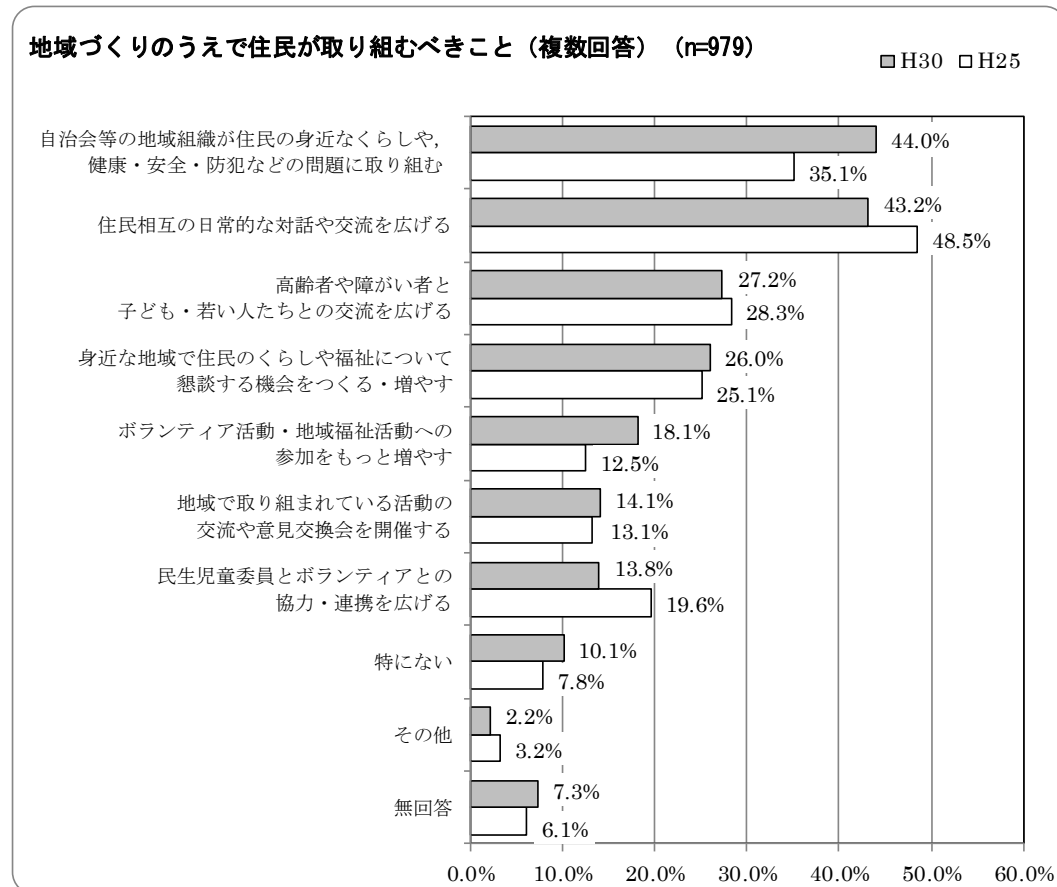
そこで、大規模災害等の“もしも”に対する強い地域を構築するため、地域住民を中心とする防犯・防災体制の整備と情報提供の充実を図ります。

現 状

【市民アンケート調査より】

「お互いに、支え合い、ふれあいのあるまち」みんなで助け合うあたたかい地域社会の実現をめざすうえで、住民が取り組むべきことについてみると、「自治会等の地域組織が住民の身近なくらしや、健康・安全・防犯などの問題に取り組む」44.0%、「住民相互の日常的な対話や交流を広げる」43.2%となっています。

平成25年度の調査結果と比較すると、「自治会等の地域組織が住民の身近なくらしや、健康・安全・防犯などの問題に取り組む」の割合が増加しています。



【関係団体ヒアリング調査より】

・不審者情報等があるため、地域の人で子どもの見守りをしてほしい。
・防災や高齢者の見守り等で、単位自治会より細かい班単位での対応が必要である。
・災害に対して救出活動を行っていきたい。（ひとり暮らしの人の対応等）
・避難情報について地域で徹底してほしい。
・通学路の点検を行い市内全体マップとして取りまとめを行いたい。
・地区の自主防災の実働がない。
・自主防災組織との連携による避難訓練を行いたい。

今後の取組

自 助 一人ひとりができること

- いざという時には隣近所で声をかけ合い、助け合いましょう。
- 地域は自分たちで守るという意識を持ちましょう。
- 地域で開催する防災訓練等に参加し、災害に備えましょう。
- 緊急時の対応を家族で話し合っておきましょう。

互 助 地域のみんがができること

- 隣近所への声かけや、あいさつなどを行い、災害等いざという時に助け合える関係づくりや犯罪の起きにくい地域づくりに努めましょう。
- 日ごろからの近所づきあいや地域交流を活発化し、防犯対策だけでなく、災害時や緊急時に支援が必要な人をプライバシーに配慮しつつ把握し、地域ぐるみでどのような支援ができるかの話し合いを行いましょう。
- 犯罪に合わないよう高齢者を狙った特殊詐欺等の情報を地域で共有しましょう。

公 助 行政等が取り組むこと

○自治会，自主防災組織，消防団，婦人会，子ども会，市社会福祉協議会，地区社会福祉協議会，民生児童委員等と連携を図り，災害時や緊急時に支援が必要な高齢者や障がいのある人，子ども等に対して，身近な地域で的確かつ迅速な支援が行える仕組みづくりを支援します。

防災講演や研修等で災害時要支援者避難支援の必要性・重要性について理解を深め，避難行動要支援者避難支援台帳の登録者の増加に努めます。	危機監理室
---	-------

災害時や緊急時における地区社会福祉協議会や民生児童委員の活動を支援します。	ふくし課
---------------------------------------	------

○近隣住民同士の交流を深め、住民同士の相互援助機能を高めるため、地域活動や地域交流の促進を支援します。

地域によって活動に差がみられることから、防災を身近に感じ訓練などにつなげていけるよう、防災講演や研修等の充実を図ります。	危機監理室
地区社会福祉協議会等、関係団体の行う地域福祉活動における住民同士の交流を支援します。	ふくし課

第5章 計画の推進方策

1 計画の推進体制

地域福祉活動の主役は地域に生活している住民です。地域共生社会を実現させていくためには、行政だけの取組では不十分であり、地域住民との共働が必要となります。また、地域には様々な課題があり、地域の中で活動するボランティア、民生児童委員、社会福祉協議会、社会福祉事業者等が地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う様々な主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら共働して計画を推進していくことが重要となります。

(1) 市民、ボランティア団体、NPO の役割

市民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員であることを自覚することが大切です。そして、一人ひとりが自らの地域を知り、自ら考え、地域の様々な課題を地域の中で解決していくための方策を話し合い、地域福祉の担い手として声かけやあいさつ、見守り等の日常的な交流を行うとともに、地域行事やボランティア活動などに積極的に参加していくことが求められています。

また、ボランティア団体、NPOには、市民が地域福祉活動へ参加するきっかけを提供することや、地域で様々な福祉活動を行っている団体と連携し、活動内容の充実とサービスの多様化を図り、多様化する地域の福祉ニーズの対応を図る活動団体としての役割が期待されています。

(2) 民生児童委員の役割

民生児童委員は、地域の人びとが自立して暮らすための様々な支援を行うとともに、安心して暮らせるまちづくりを進める役割を果たしています。民生児童委員には「社会福祉に関する活動を行う者」として地域福祉の推進に努めることが求められています。また、生活上の課題がありながら福祉サービスの対象とならない人や利用しようとしらない人への対応、不安や孤独などの心の問題を抱えている人の発見と、それらの人びとを必要なサービス等へつなぐ相談・支援の役割が期待されています。

(3) 社会福祉協議会の役割

坂出市社会福祉協議会は、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を担う中心的な団体として位置付けられています。

そのため、行政と共働して本計画の推進役を担うとともに、その推進において住民や各種団体、行政との調整役として大きな役割を果たすことが求められています。

また、地区社会福祉協議会では、小地域福祉ネットワーク活動や、ボランティア活動などの地域福祉活動を行っています。また、地域の重要な課題について、地域住民、その他の団体を交えて意見交換等を行い、地域福祉推進を先導していくことが期待されています。

(4)社会福祉事業者の役割

福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供および公開、他のサービスとの連携等に取り組むことが求められています。

また、多様化する福祉ニーズに対応するため、既存のサービスの充実や新しいサービスの創出を図るとともに、地域住民との交流により、相互の理解を深めることで地域の社会資源として専門性を活かした地域貢献を行うことが期待されています。

(5)行政の役割

地域福祉の推進にあたっては、地域住民や関係団体等の自主的な取組が重要な役割を担います。そして、行政は市民の福祉の向上をめざして福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。地域住民や関係団体等の自主的な取組を様々な形で支援するため、自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、民生児童委員、ボランティア団体、NPO、その他の関係団体の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図り、地域の福祉活動を促進させるための支援を行っていきます。

2 計画の進行管理

計画の着実な推進を図るためには、進行管理が重要です。また、社会環境や制度が変化することも考えられるため、施策の検証や見直しを柔軟に進めていくことが求められています。

そのため、計画の見直し等については、必要に応じて「坂出市地域福祉計画推進委員会」を設置し、全体の総合調整を行います。

資料編

坂出市地域福祉計画策定経過

年 月 日	内 容
平成 30 年 7 月 4 日	第 1 回坂出市地域福祉計画策定委員会の開催 ○地域福祉計画の概要について ○第三次坂出市地域福祉計画の策定に向けて ○坂出市を取り巻く現状 ○市民アンケート調査について ○今後のスケジュール
7 月 13 日～7 月 31 日	市民アンケート調査の実施 (18 歳以上の市民 2,000 名を無作為抽出)
7 月 25 日	坂出市小地域福祉活動推進研修会への参加
8 月 6 日, 10 日, 22 日, 30 日, 31 日	関係団体ヒアリング調査の実施 市内で活動している 15 団体に対して「坂出市地域福祉計画策定にかかる団体ヒアリング調査票」を郵送し, その結果を基にヒアリング調査を実施
8 月 21 日～9 月 27 日	各課調査の実施 坂出市地域福祉計画の「市の役割」について進捗状況や課題等についてヒアリング調査を実施
10 月 3 日	第 2 回坂出市地域福祉計画策定委員会の開催 ○市民アンケート調査結果について ○関係団体ヒアリング調査結果について ○各課調査結果について (第二次計画の進捗状況および新規事業) ○地区社会福祉協議会連絡協議会主催の研修会について
11 月 19 日	第 3 回坂出市地域福祉計画策定委員会の開催 ○計画の素案について
12 月 20 日	第 4 回坂出市地域福祉計画策定委員会の開催 ○計画(案)について
平成 31 年 1 月 7 日～2 月 6 日	第三次坂出市地域福祉計画(案)についてパブリックコメント(意見公募)を実施
2 月〇日	第三次坂出市地域福祉計画について(提言)

「提言書」掲載予定

坂出市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づく坂出市地域福祉計画の策定にあたり、その内容を検討するため、坂出市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 坂出市地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員16名以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者、関係団体代表者、公募により選出された者、関係行政機関の職員等をもって構成し、市長が委嘱、または任命する。
- 3 前項の規定による公募の手続は、市長が別に定める。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第1条に定める目的が達成される日までとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により、これを定める。

- 2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときまたは委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会において必要があると認めたときは、関係者に対し、会議の出席を求め、意見または資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉事務所ふくし課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、委員会の目的が達成されたときに、その効力を失う。
- 3 この要綱による最初の委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

坂出市地域福祉計画策定委員会 委員名簿

番号	区分	所属団体	氏名	備考
1	学識経験者	香川大学アドミッションセンター教授	真鍋芳樹	委員長
2	関係団体	坂出市医師会	佐藤融司	
3	〃	坂出市歯科医師会	荒木謙太郎	
4	〃	坂出市連合自治会	濱田英雄	
			藤井正和	H30.9.25～
5	〃	坂出市婦人団体連絡協議会	松浦佳子	
6	〃	坂出市地区社会福祉協議会連絡協議会	丸野忠義	
7	〃	坂出市民生児童委員協議会連合会	入江正憲	
8	〃	坂出市老人クラブ連合会	川崎泰弘	
9	〃	坂出市母子寡婦福祉連合会	河崎春海	
10	〃	坂出市手をつなぐ育成会	大林セツ	
11	〃	坂出市身体障がい者団体連合会	別府健二	
12	〃	坂出市精神障害者家族会 白梅会	横田明子	
13	〃	坂出市社会福祉協議会	横田浩基	
14	〃	坂出市PTA連絡協議会	丸岡豊和	
15	〃	坂出市保育所保護者会連合会	大石典子	
16	公募委員		坂下忠雄	